

第3期上板町子ども・子育て支援事業計画

《上板町観光イメージキャラクター》



令和7年2月

上板町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画の対象.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制.....	3
6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要.....	4
第2章 上板町の子どもと家庭を取り巻く状況	7
1 人口・世帯の状況.....	7
2 結婚・就業の動向.....	13
3 保育所・幼稚園・学校の状況.....	15
4 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況.....	18
5 これまでの子ども・子育て支援の取組状況.....	22
6 アンケート調査結果の概要.....	23
7 計画策定に向けた課題.....	33
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 計画の基本理念.....	36
2 計画の基本的な視点.....	37
3 基本目標.....	38
4 施策体系.....	39
第4章 施策の展開	40
基本目標1 子どもの権利の尊重.....	40
基本目標2 子どもが健全に育つ環境の整備.....	45
基本目標3 安心・安全の子育て環境づくり.....	49
基本目標4 地域における子育ての支援.....	53
第5章 事業計画	58
1 教育・保育提供区域の設定.....	58
2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	58
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	63
第6章 計画の推進に向けて	80
1 推進体制.....	80
2 計画の広報・啓発.....	80
3 国・県との連携.....	80
資料編	81
1 上板町子ども・子育て支援事業計画策定の経過.....	81

2	上板町子ども・子育て会議条例.....	82
3	上板町子ども・子育て会議 委員名簿.....	83

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国では急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）をみると、令和5年は1947年に統計を取り始めて以降最も低い1.20（概数）となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担、結婚観の変化などが指摘されています。

本町においても、平成27年3月に上板町子ども・子育て支援事業計画（以下、第1期計画）を策定し、令和2年3月には第2期上板町子ども・子育て支援事業計画（以下、第2期計画）を策定し、上板町の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

その後、国では子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」が策定されました。こども大綱では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

このような背景の中で、本町では、第2期計画が令和6年度で計画期間が満了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期上板町子ども・子育て支援事業計画を策定します。本計画では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、上板町を取り巻く課題の解決に向けて取り組みを進めます。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法及び国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、上板町の地域性などを踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定するものです。また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 関連計画

本計画は、本町の上位計画である「上板町総合計画」の個別計画の性格を有し、同計画と整合を図りながら策定します。

また、「上板町地域福祉計画」「健康かみいた21」「上板町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「上板町総合戦略」等の分野別の計画等とも整合を図り、分野横断的に子ども・子育て支援を充実させていくものとします。

3 計画の対象

本計画の支援の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成するすべての人も対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画					第3期計画（本計画）				

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童の保護者、小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、検討機関として子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等からなる「上板町子ども・子育て会議」を設置、開催して、本町における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

(3) 国・県との連携

計画策定に当たり、国や県の示す考え方や方向性等と整合性を確保しながら策定しました。

6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援制度における給付は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大きく分かれており、子ども・子育て支援給付は、さらに教育・保育給付の「施設型給付」及び「地域型保育給付」に分かれます。

【子ども・子育て支援給付】

種類	対象事業
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

(2) 教育・保育給付認定区分

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています。

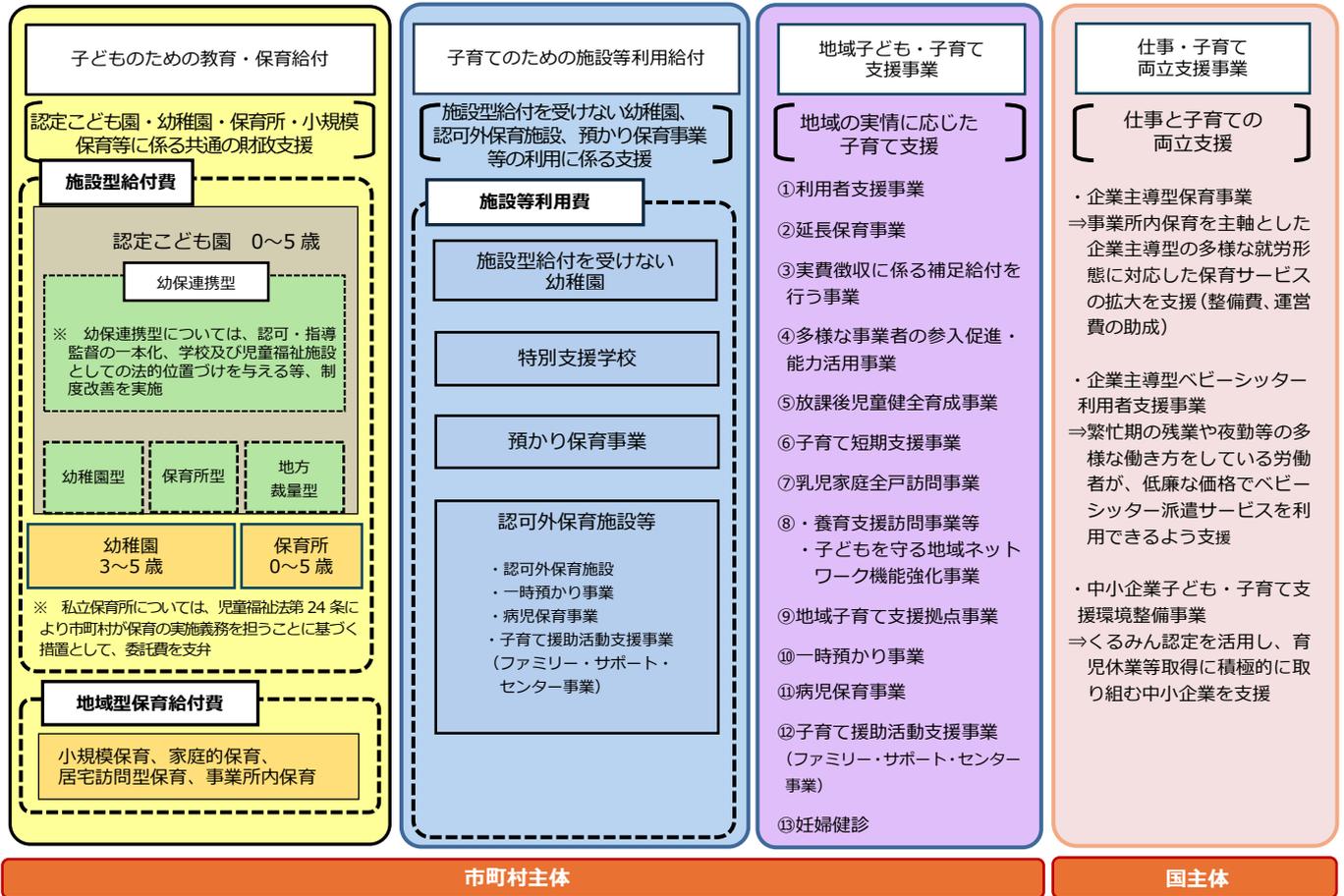
【教育・保育給付認定区分】

1号認定	満3～5歳児が、制度移行した幼稚園、認定こども園を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定

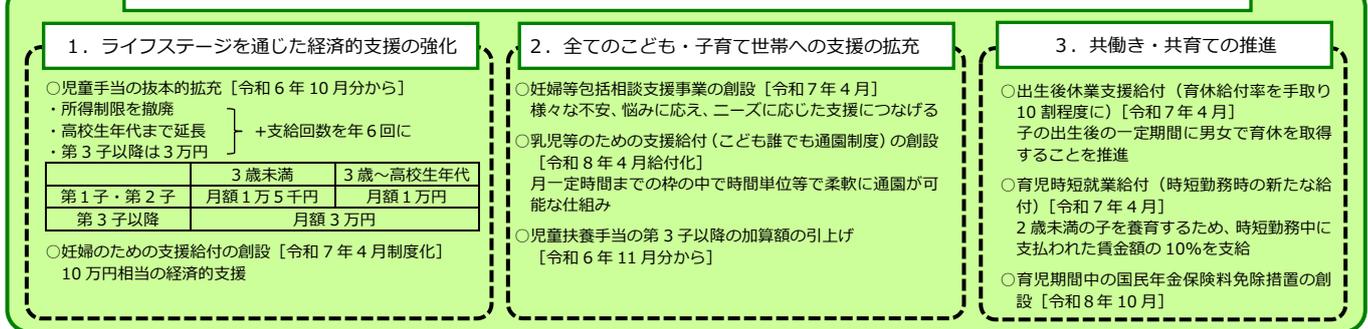
(3) 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象として、13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進することとされています。

【制度における給付・事業の全体像】



子ども未来戦略〈加速化プラン〉に基づく給付等の拡充



【子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯】

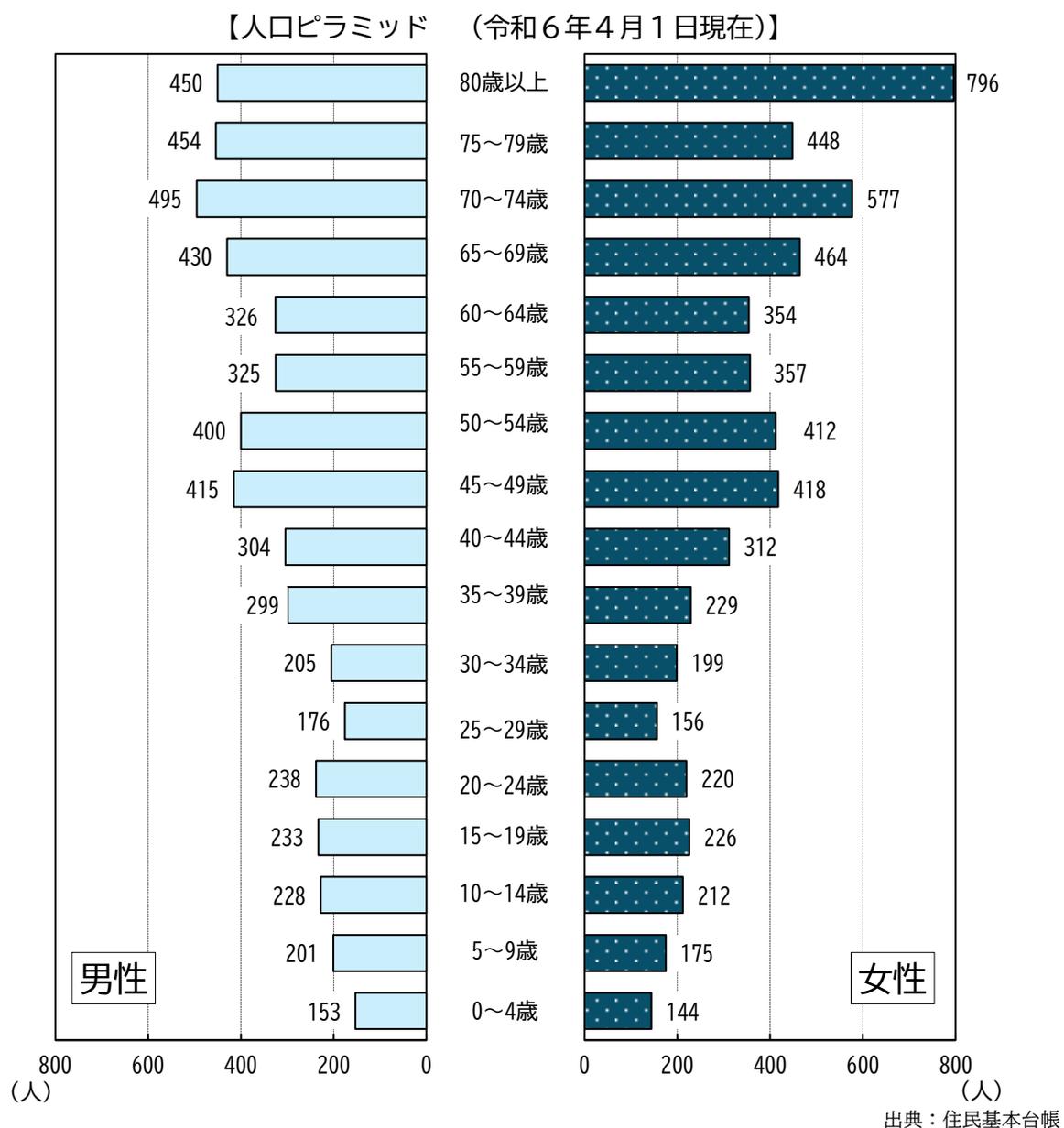
	法律・制度等	内容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困に関する大綱(第 2 次)改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱(第 4 次)改定	・「希望出生率 1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進大綱(第 3 次)改定	・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 4 年 (2022 年)	こども基本法成立 (令和 5 年 4 月 1 日施行)	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和 5 年 (2023 年)	こども大綱の閣議決定 (令和 5 年 12 月 22 日)	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の 3 大綱を一元化
令和 6 年 (2024 年)	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和 17 年(2035 年) 3 月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 (令和 6 年 6 月 5 日)	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育の推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

第2章 上板町の子どもと家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本町の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男女とも65歳以上が多く、30歳未満の若年層が少なくなっています。特に0～4歳、25～29歳が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

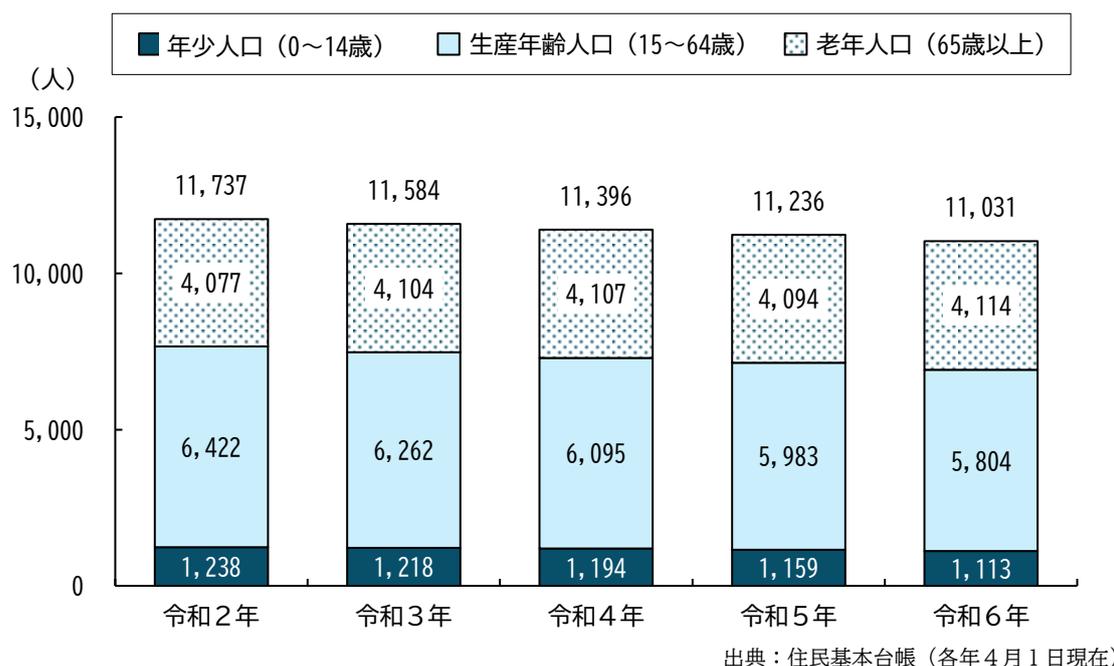


(2) 人口の推移

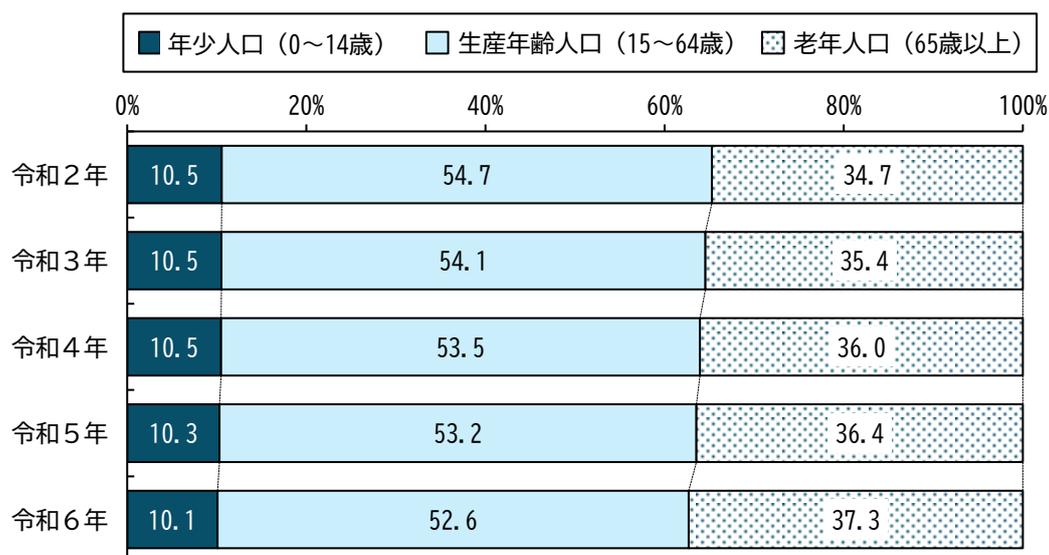
直近5か年の人口の推移をみると、老年人口は増加傾向にある一方で、年少人口、生産年齢人口は減少を続けており、総人口は令和2年の11,737人から令和6年には11,031人へと706人の人口減となっています。

年齢3区分人口割合は、令和6年には、年少人口10.1%、生産年齢人口52.6%、老年人口37.3%となっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



【年齢3区分人口割合の推移】

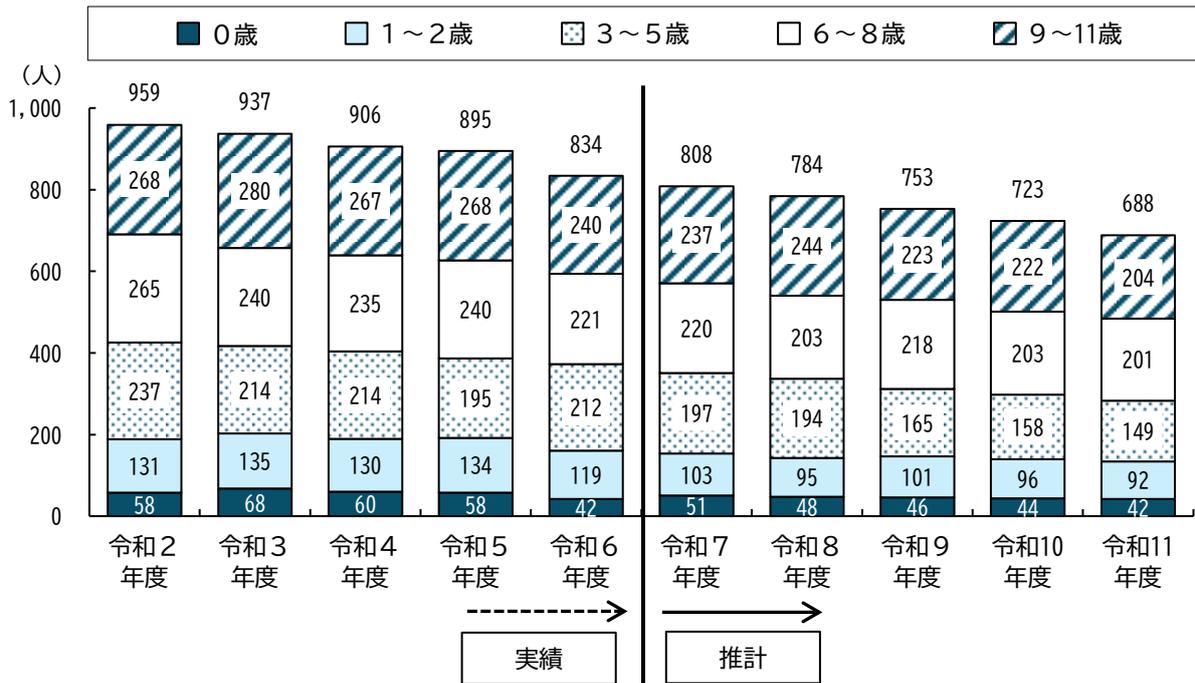


(3) 子どもの人口の推移と推計

直近5か年の小学生までの児童人口は、令和2年度の959人から令和6年度の834人へと減少しています。

推計人口においても減少傾向が続くと見込まれており、計画の最終年度である令和11年度の推計値は合計688人となっています。

【令和11年度までの児童推計人口<0歳児～11歳児>】



出典：【実績】住民基本台帳（各年度4月1日現在）

【推計】令和2～6年度の実績から、コーホートセンサス変化率法を用いて算出

【令和11年度までの0歳児～11歳児の推計人口】

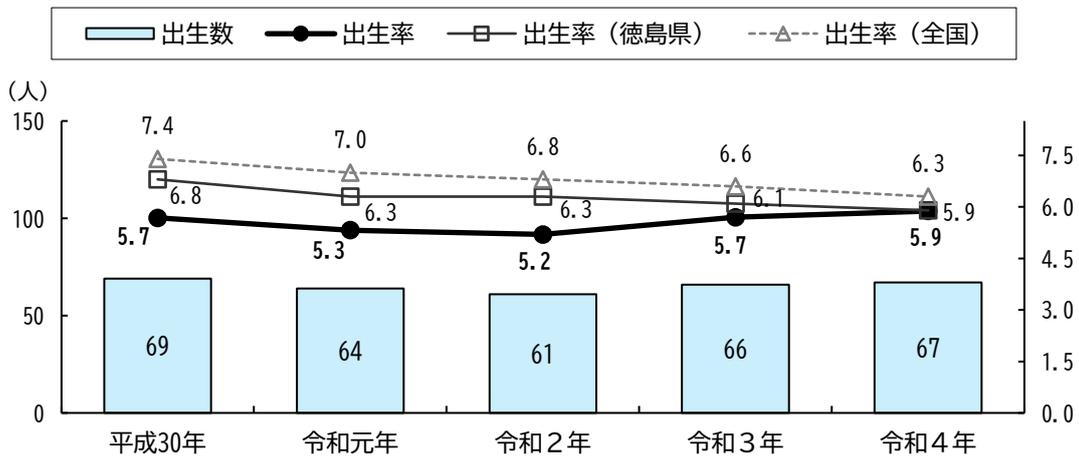
単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	51	48	46	44	42
1歳	42	51	48	46	44
2歳	61	44	53	50	48
3歳	61	61	44	53	50
4歳	72	60	60	44	54
5歳	64	73	61	61	45
6歳	78	66	74	63	63
7歳	59	78	66	74	63
8歳	83	59	78	66	75
9歳	80	84	59	79	66
10歳	79	81	84	59	79
11歳	78	79	80	84	59
総児童数	808	784	753	723	688

(4) 出生の動向

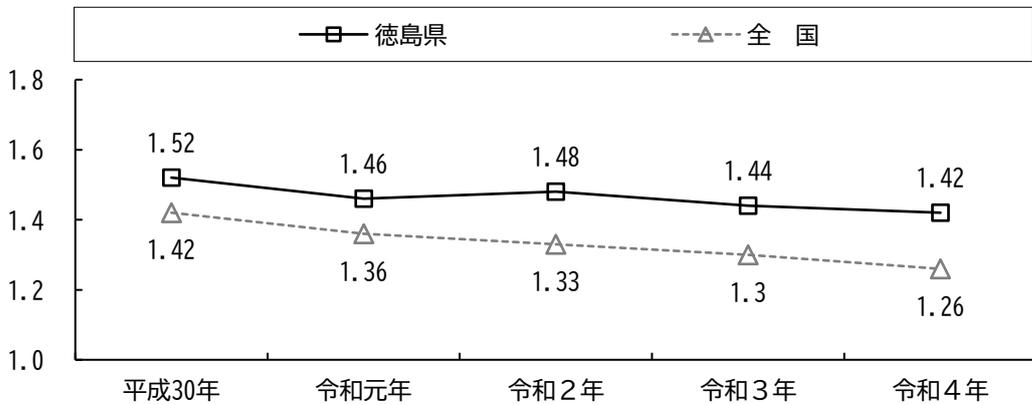
本町の出生数は60人台で推移しており、出生率は概ね、徳島県、全国を下回る数値で推移しています。合計特殊出生率は全国及び徳島県を上回っていますが、周辺自治体と比較すると、最も低い数値となっています。

【出生数と出生率（人口千対）の推移】



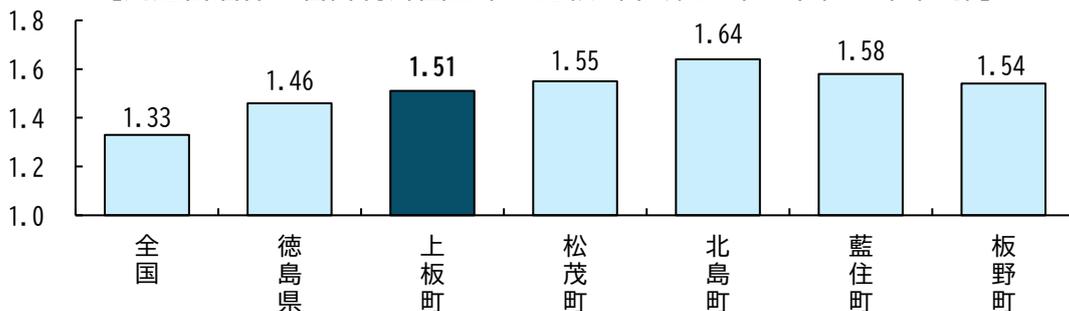
出典：人口動態統計、住民基本台帳（各年4月1日現在）

【合計特殊出生率の推移】



出典：人口動態統計

【周辺自治体の合計特殊出生率の比較（平成30年～令和4年平均）】



出典：人口動態統計特殊報告

(5) 人口動態の推移

出生から死亡を差し引いた自然増減、転入から転出を差し引いた社会増減は、いずれの年もマイナスであり、人口増減は平成30年～令和4年にかけてマイナスが続いています。

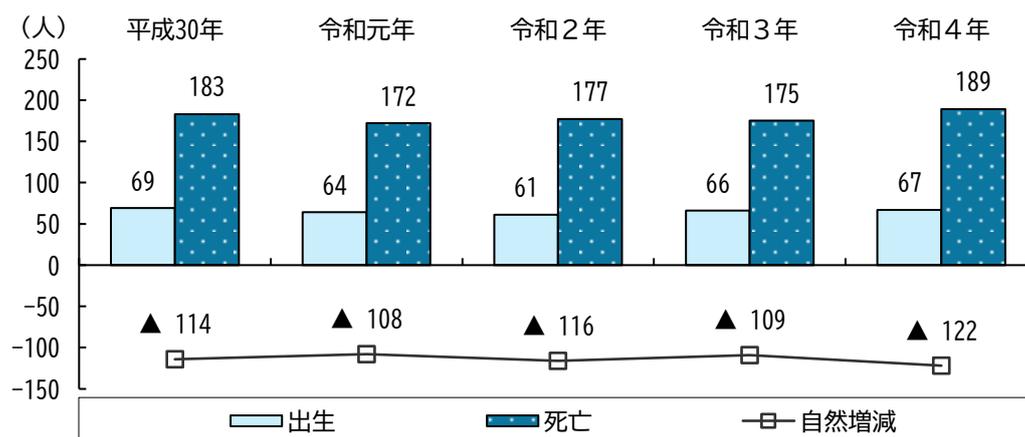
【人口動態の推移】

単位：(人)

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成30年	▲ 121	69	183	▲ 114	300	307	▲ 7
令和元年	▲ 112	64	172	▲ 108	297	301	▲ 4
令和2年	▲ 183	61	177	▲ 116	246	313	▲ 67
令和3年	▲ 150	66	175	▲ 109	276	317	▲ 41
令和4年	▲ 143	67	189	▲ 122	329	350	▲ 21

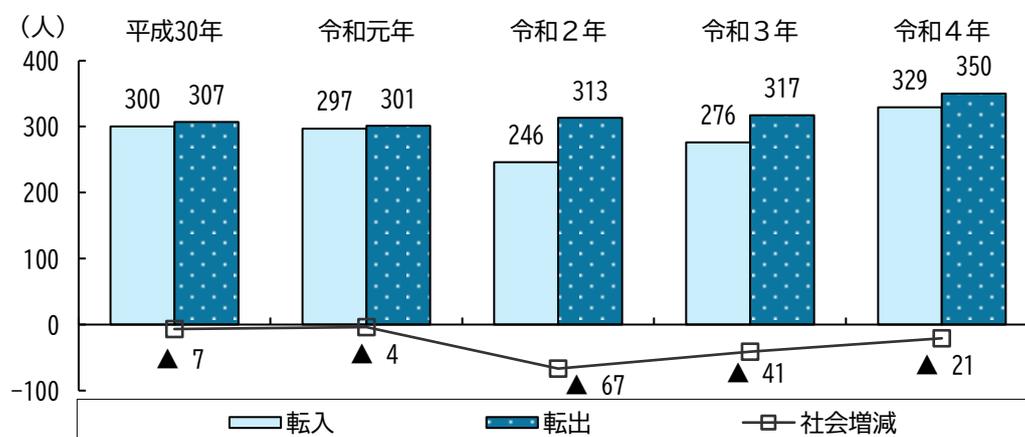
出典：人口動態統計

【自然動態の推移】



出典：人口動態統計

【社会動態の推移】

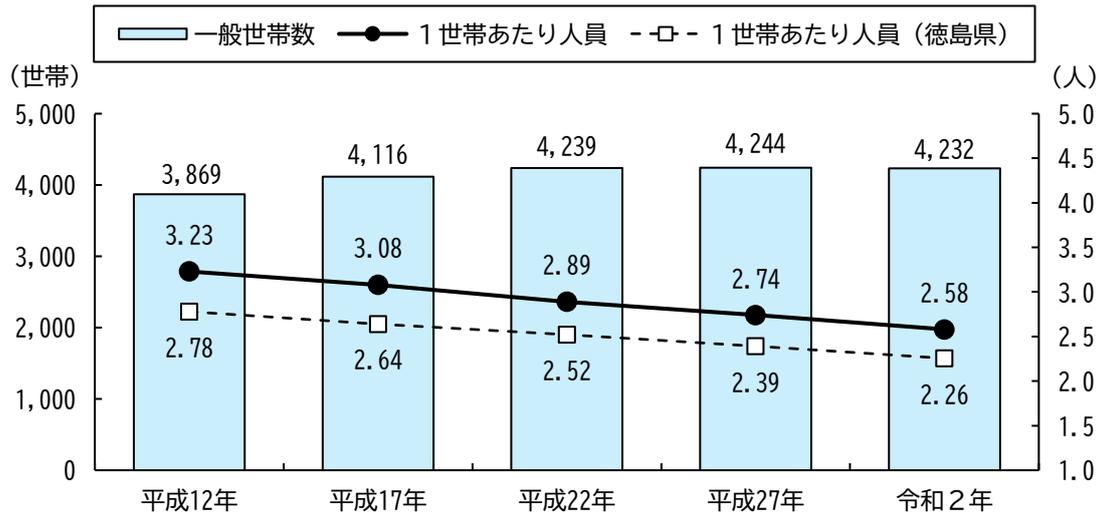


出典：人口動態統計

(6) 世帯の動向

一般世帯数は、平成12年から27年にかけて増加し続けていますが、その後、令和2年には減少に転じています。1世帯あたり人員は、平成12年から減少し続けており、令和2年には2.58人となっていますが、徳島県を上回る数値で推移しています。世帯構成では、単独世帯の割合は県に比べて低く、核家族以外の世帯の割合が高い傾向がみられます。

【世帯数・世帯人員の推移】



出典：国勢調査

【世帯構成 (令和2年)】

単位：(世帯)

	一般世帯数	単独世帯数	親族のみの世帯					核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯						
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
上板町	4,232	1,008	994	1,151	75	367	614	23	
	100.0%	23.8%	23.5%	27.2%	1.8%	8.7%	14.5%	0.5%	
徳島県	100.0%	35.6%	21.2%	23.4%	1.4%	7.7%	9.2%	0.6%	
全国	100.0%	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	6.8%	0.9%	

出典：国勢調査

【ひとり親世帯 (令和2年)】

単位：(世帯)

	一般世帯数	ひとり親世帯			
		母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
上板町	4,232	59	1.4%	10	0.2%
徳島県	307,358	3,896	1.3%	447	0.1%

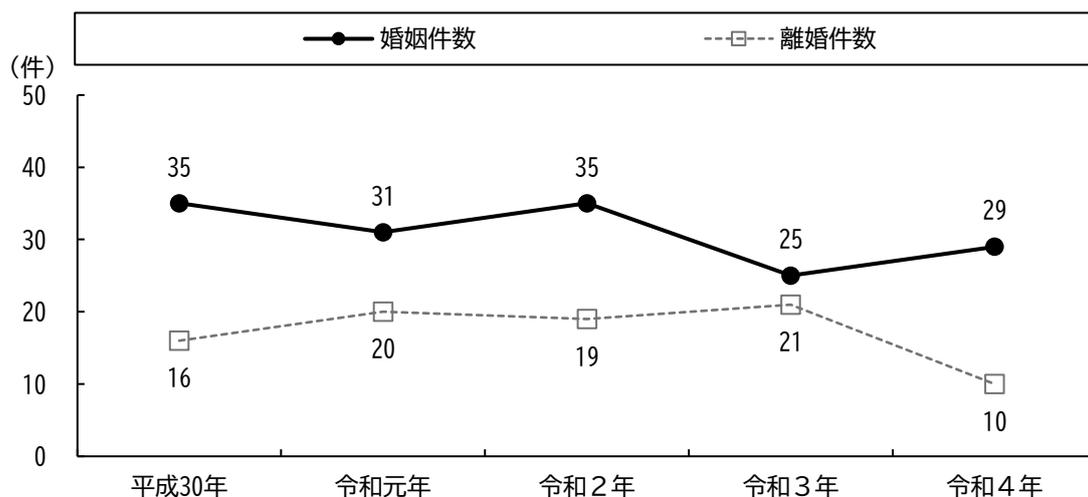
出典：国勢調査

2 結婚・就業の動向

(1) 婚姻・離婚の動向

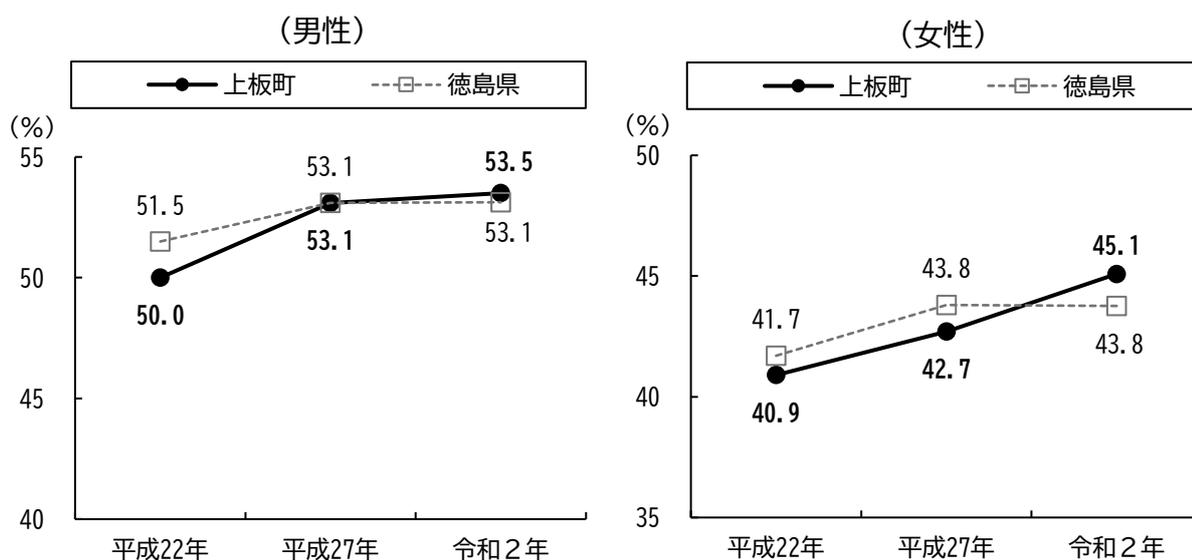
直近5か年の婚姻件数は、約25件～35件程度で増減を繰り返しながら推移しています。15～49歳の未婚率は、平成22年から上昇傾向にあり、令和2年には男性が53.5%、女性が45.1%となっており、男女ともに徳島県を上回っています。

【婚姻・離婚件数の推移】



出典：人口動態統計

【15～49歳 未婚率（性別）の推移】



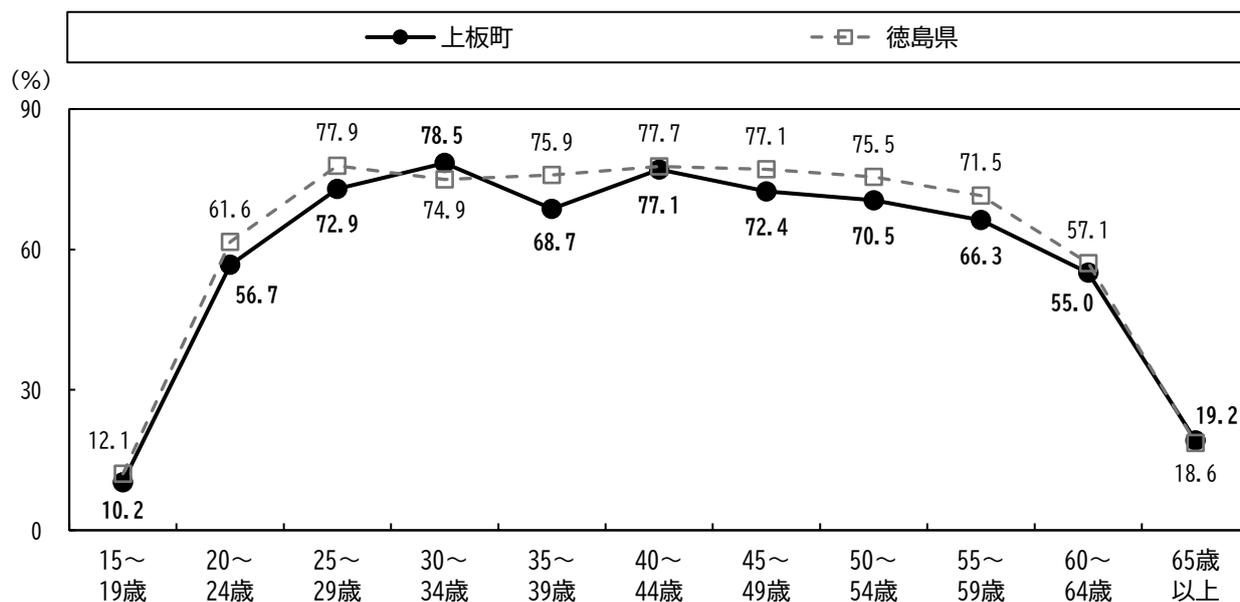
出典：国勢調査

(2) 女性の就業率

女性の就業率は、本町では、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いており、徳島県と概ね同様の数値となっています。

一方、M字の谷の部分には違いがみられ、緩やかなカーブを描いている県に比べて、本町では谷の部分より深くなっており、35～39歳の女性の就業率は68.7%と徳島県に比べて7.2ポイント低くなっています。

【年齢別女性就業率（令和2年）】



出典：国勢調査

3 保育所・幼稚園・学校の状況

(1) 保育所の状況

本町には町立保育所が1か所あります。入所児童数は増減を繰り返していますが、令和6年度には、入所率は65.8%となっています。

一方、保育士数は減少しており、令和2年度の42人から令和6年度には39人となっています。

【保育所の概要（令和6年4月1日現在）】

単位：(人)

施設名称	所在地	定員	入所児童数	入所待機児童数	保育士数	開所時間
上板町立さくら保育所	上板町西分日吉前20番地1	240	158	0	39	平日7:15~18:15 土曜7:30~17:00

【保育所の入所児童数の推移】

単位：(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数		240	240	240	240	240
入所児童数	合計	159	144	160	161	158
	0歳児	7	10	11	15	5
	1歳児	47	40	42	36	46
	2歳児	38	48	46	57	47
	3歳児	67	46	61	53	60
入所率		66.3%	60.0%	66.7%	67.1%	65.8%
入所待機児童数		0	0	0	0	0
保育士数		42	39	41	40	39

出典：民生児童課（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

本町には公立の幼稚園が4か所あります。入園児童数は減少傾向にあり、特に4歳児は令和2年度から14人減少し、令和6年度には57人となっています。また、それに伴い入園率は令和4年度以降では30%台で推移しています。

一方、教職員数はやや増加しており、令和2年度の19人から令和6年度には22人となっています。

【幼稚園の概要（令和6年4月1日現在）】

単位：(人)

施設名称	所在地	定員	入園児童数	入園率	教職員数	開園時間
神宅幼稚園	上板町神宅字喜来135番地	105	31	30%	6	通常教育時間：8：00～13：30 預かり保育時間：13：30～18：00
東光幼稚園	上板町西分字東光8番地	70	21	30%	4	通常教育時間：8：00～13：30 預かり保育時間：13：30～18：00
松島幼稚園	上板町鍛冶屋原字北原20番地	105	47	45%	7	通常教育時間：8：00～13：30 預かり保育時間：13：30～18：00
高志幼稚園	上板町高瀬字天目一1108番地	70	30	43%	5	通常教育時間：8：00～13：30 預かり保育時間：13：30～19：00

【幼稚園の入園児童数の推移】

単位：(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数		350	350	350	350	350
入園児童数	合計	147	150	134	126	129
	4歳児	71	79	54	71	57
	5歳児	76	71	80	55	72
入園率		42.0%	42.9%	38.3%	36.0%	36.9%
教職員数		19	19	20	21	22

出典：教育委員会（各年4月1日現在）

(3) 小・中学校の状況

本町には小学校が4か所、中学校が1か所あります。

小学校児童数、中学校生徒数はいずれも増減を繰り返しながら推移していますが、中学校生徒数は令和2年度から4人増と大幅な増減はみられません。一方、小学校児童数は令和2年度の531人から令和6年度には461人となっており、70人減となっています。

【小・中学校の概要（令和6年4月1日現在）】

単位：(人)

区分	名称	所在地	児童数	教職員数
小学校	神宅小学校	上板町神宅字喜来135番地	116	14
	東光小学校	上板町西分字東光8番地	71	13
	松島小学校	上板町鍛冶屋原字北原20番地	167	16
	高志小学校	上板町高瀬字天目一1108番地	107	18
中学校	上板中学校	上板町神宅字西金屋44番地	265	25

【小・中学校の児童・生徒数の推移】

単位：(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	合計	531	523	506	516	461
	1年生	79	80	77	86	58
	2年生	80	78	82	79	86
	3年生	107	82	78	82	80
	4年生	77	110	83	77	80
	5年生	94	78	110	82	77
	6年生	94	95	76	110	80
教職員数		61	65	64	62	61
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生徒数	合計	261	263	271	253	265
	1年生	92	88	88	75	102
	2年生	82	93	90	88	75
	3年生	87	82	93	90	88
教職員数		28	28	25	25	25

出典：教育委員会（各年4月1日現在）

4 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

本町では、下記の放課後児童クラブにおいて、小学校に就学している児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに対し、適切な遊びや生活の場を提供して、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、子どもの健全な育成を図っています。

登録児童数は、近年では230人程度で推移しています。

【放課後児童クラブの概要（令和6年4月1日現在）】

児童クラブ名	開設場所	開設時間			利用状況	
		平日	土曜日等	夏休み等	年間開設日数(日)	登録児童数(人)
神宅学童保育クラブ わくわくらんど	神宅学童保育施設	13:00～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	290	60
松島学童保育 まつっこらぶ	松島学童保育施設	14:00～ 18:30	7:50～ 18:30	7:50～ 18:30	291	84
高志学童保育 あゆっこクラブ	高志学童保育施設	14:00～ 18:00	8:00～ 18:00	8:00～ 18:00	292	58※
東光学童保育 ゆめっこクラブ	東光学童保育施設	14:00～ 19:00	7:30～ 19:00	7:30～ 19:00	290	35※

※年長含む

出典：民生児童課（各年4月1日現在）

【放課後児童クラブの利用状況の推移】

単位：(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童クラブ数(か所)	4	4	4	4	4
登録児童数	233	176	214	231	234

出典：民生児童課（各年4月1日現在）

(2) 子ども・子育て支援に関する各種事業

本町では、子ども・子育て支援に関する事業として、下記のような各種事業を実施しています。育児学級、子育てひろば、訪問指導などに関しては多くの人が利用しています。

【各種事業の概要】

事業名	事業内容
①思春期教育（思春期講演会）	思春期の子どもの保護者、教育関係者支援者等を対象に子ども専門の精神、心療内科医師の講演会を開催しています。
②両親学級（パパママ教室）	妊婦と夫やその家族を対象にパパママ教室を休日に開催しています。
③育児学級（のびのび子育て教室）	2～5ヶ月児の保護者を対象に健康教育（子どもの成長発達、事故予防、予防接種）、離乳食教室を開催しています。
④食育（親子料理教室）	幼稚園児と保護者を対象に料理教室を開催しています。
⑤育児講座（ベビーマッサージ）	乳幼児の保護者を対象にベビーマッサージ講座を開催しています。
⑥子育てひろば（育児の集い、育児相談）	乳児と保護者を対象に集いの広場を開催し、絵本の読み聞かせや育児相談を行っています。
⑦訪問指導（妊産婦、乳幼児等）	新生児、乳児、妊産婦等へ保健師、助産師、栄養士等が訪問し育児栄養等について指導を行っています。

【各種事業の利用状況の推移】

事業名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①思春期教育	実施回数（回）	1	0	0	0	0
	参加人数（人）	64	0	0	0	0
②両親学級	実施回数（回）	1	0	0	0	3
	参加人数（人）	6	0	0	0	6
③育児学級	実施回数（回）	4	3	4	4	4
	参加人数（人）	33	10	16	13	15
④食育	実施回数（回）	1	0	0	0	0
	参加人数（人）	5	0	0	0	0
⑤育児講座	実施回数（回）	3	0	0	0	3
	参加人数（人）	32	0	0	0	20
⑥子育てひろば	実施回数（回）	12	10	6	7	12
	参加人数（人）	164	77	55	19	90
⑦訪問指導	実施回数（回）	180	172	105	153	90
	参加人数（人）	209	194	111	165	109

出典：健康推進課（各年4月1日現在）

(3) 母子保健事業の状況

本町では、母子保健事業として、下記のような各種事業を行っています。

近年では、妊婦健康診査、乳児集団健康診査、3歳児健康診査の受診率は80%台から90%台と高い受診率で推移しています。

【母子保健事業の概要】

事業名	事業内容
①母子健康手帳交付	母子保健法に定められた市町村が交付する手帳のことで、出産までの妊婦の健康状況やアドバイス、出産時の大切な事項（誕生日や時間・出生した施設・病院の名称等）、出生後の予防接種や成長状況等を記入していきます。
②妊婦健康診査	妊娠期間中に14回（1回はHBS抗原検査を含む）健康診査にかかる費用の補助を受けることができるものです。この健康診査は医療機関に委託して実施しています。
③乳児集団健康診査	3～4ヶ月児と9～10ヶ月児健康診査を年6回実施しています。
④1歳6ヶ月児健康診査	内科・歯科健診、発達相談等を行い、異常の早期発見・治療に結びつけるほか、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康保持増進を図ることを目的に、1歳6ヶ月児を対象に、年4回実施しています。
⑤3歳児健康診査	内科・歯科健診、発達相談等を行い、異常を早期に発見し、各種相談や治療に結びつけるほか、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康保持増進を図ることを目的に、3歳児を対象に年4回実施しています。
⑥発達相談	乳幼児健診事後個別発達相談を年6回実施しています。

【母子保健事業の利用状況の推移】

事業名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①母子健康手帳交付	交付数（人）	67	68	60	48	39
②妊婦健康診査	交付数（件）	1,021	997	912	705	580
	受診者数（人）	746	841	727	690	488
	利用率（%）	73.1	84.4	79.7	97.9	84.1
③乳児集団健康診査	対象者数（人）	139	132	112	121	107
	受診者数（人）	133	80	104	106	94
	受診率（%）	95.7	60.6	92.9	87.6	87.9
④1歳6ヶ月児健康診査	対象者数（人）	51	93	61	76	63
	受診者数（人）	43	83	58	72	58
	受診率（%）	84.3	89.2	95.1	94.7	92.1
⑤3歳児健康診査	対象者数（人）	77	79	55	71	69
	受診者数（人）	70	77	52	65	64
	受診率（%）	90.9	97.5	94.5	91.5	92.8
⑥発達相談	相談者数（人）	22	29	27	25	27

出典：健康推進課（各年4月1日現在）

(4) 各種手当の状況

本町では、下記の通り各種手当制度を実施しています。児童手当受給の延べ児童数は令和元年度の14,246人から減少し、令和5年度では12,838人となっています。

【各種手当の概要】

手当の名称	内容
①児童手当	児童手当法に基づき、家庭生活の安定と健全育成及び資質の向上を目的とし、養育者に現金給付される手当。所得が一定額以下で、中学校修了前（15歳まで）の児童を養育する者が対象。
②児童扶養手当	父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。
③特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当。
④障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給される手当。

【各種手当の利用状況の推移】

事業名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童手当	件数（件）	14,246	13,671	13,507	13,272	12,838
②児童扶養手当	受給資格者数（人）	118	115	119	117	107
③特別児童扶養手当	受給資格者数（人）	24	23	24	24	20
④障害児福祉手当	受給資格者数（人）	4	4	7	6	5

出典：民生児童課（各年4月1日）

5 これまでの子ども・子育て支援の取組状況

第2期計画で設定した確保方策の内容（供給見込み量）と利用実績を整理すると下の表のとおりです。

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のいずれも確保数に対して利用実績が上回っている事業はなく、利用ニーズ量に対して概ね供給体制が確保できていたと考えられます。

【第2期計画で掲げた確保数と利用実績】

事業		単位	計画で定めた確保数				利用実績				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
教育・保育	1号認定	人	350	350	350	350	147	150	134	126	
	2号認定	人	72	72	72	72	67	46	61	53	
	3号認定	0歳	人	25	25	25	25	7	10	11	15
		1・2歳	人	97	97	97	97	85	88	88	93
利用者支援事業		箇所	実施検討					1	1	1	
地域子育て支援拠点事業		箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	
妊婦健康診査事業		人日	実施体制：医療機関委託				841	727	690	488	
乳児家庭全戸訪問事業		人	実施体制：直営				60	53	63	34	
養育支援訪問事業		人	実施体制：直営				12	12	12	12	
子育て短期支援事業		箇所	5	5	5	5	5	5	5	5	
子育て援助活動支援事業		人日	455	445	432	448	6	34	17	21	
一時預かり事業	幼稚園	人日	24,736	22,839	23,026	21,763	21,364	23,069	20,209	18,526	
	その他	人日	967	959	943	907	552	271	290	141	
延長保育事業		人	12	12	12	11	5	8	5	4	
病児保育事業		人日	184	184	184	184	81	110	79	153	
放課後児童健全育成事業		人	280	280	280	280	233	176	214	231	
実費徴収に係る補足給付を行う事業			実施検討				実績なし				
多様な事業者の参入促進事業			実施検討				実績なし				

6 アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童の保護者、小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

■実施期間：令和6年2月22日～3月26日

■調査方法

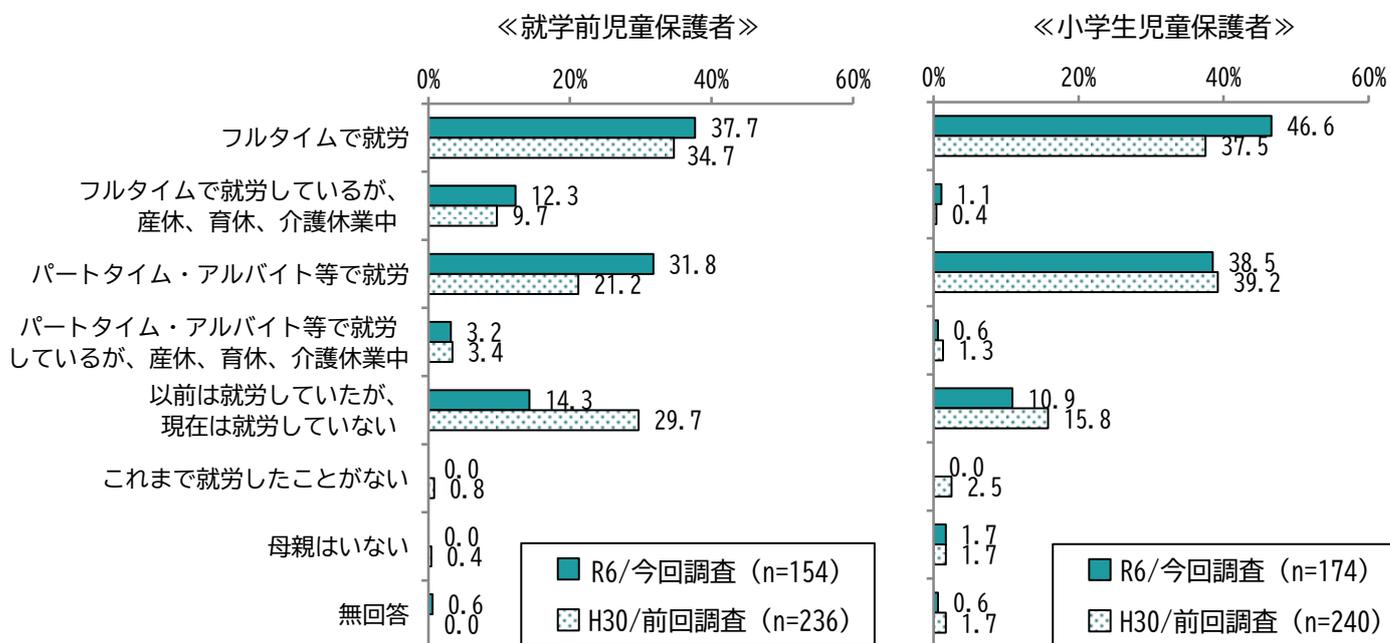
調査対象	調査方法
就学前児童の保護者	保育所（園）、幼稚園において配布・回収（一部郵送による配布・回収）
小学生児童の保護者	郵送による配布・回収

■配布・回収

調査対象	配布数	有効回収数	有効回答率
就学前児童の保護者	302	154	50.9%
小学生児童の保護者	387	174	44.9%

（1）母親の就労状況

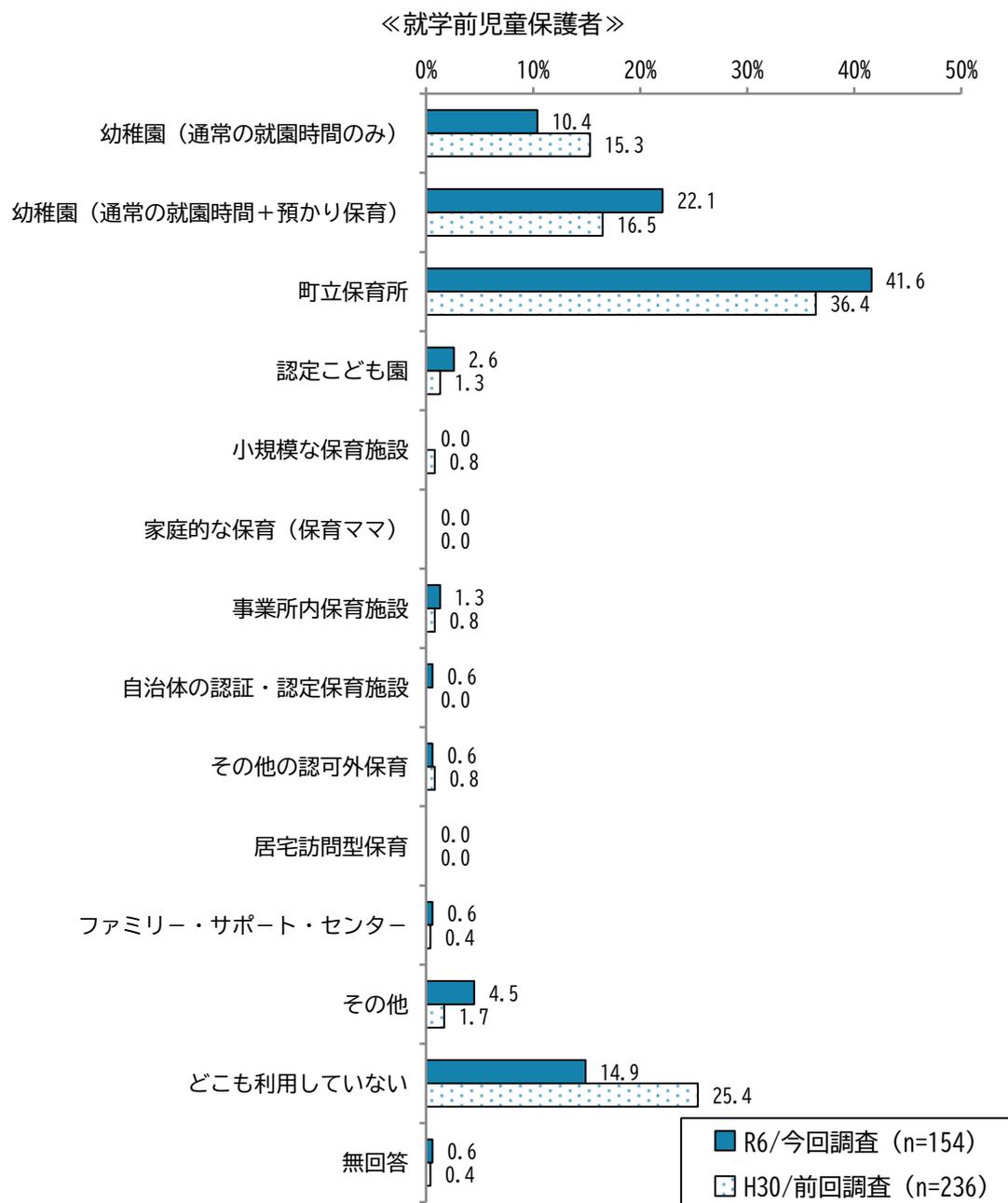
母親の就労状況は、前回調査より「フルタイムで就労」が増加しています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

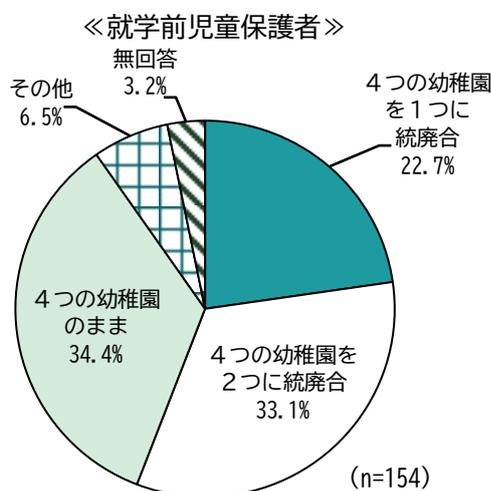
平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況は、「町立保育所」が41.6%で最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間+預かり保育）」(22.1%)となっています。

前回調査と比較すると「町立保育所」「幼稚園（通常の就園時間+預かり保育）」の割合は増加し、「どこも利用していない」の割合は減少しています。



(3) 上板町立幼稚園のあり方について

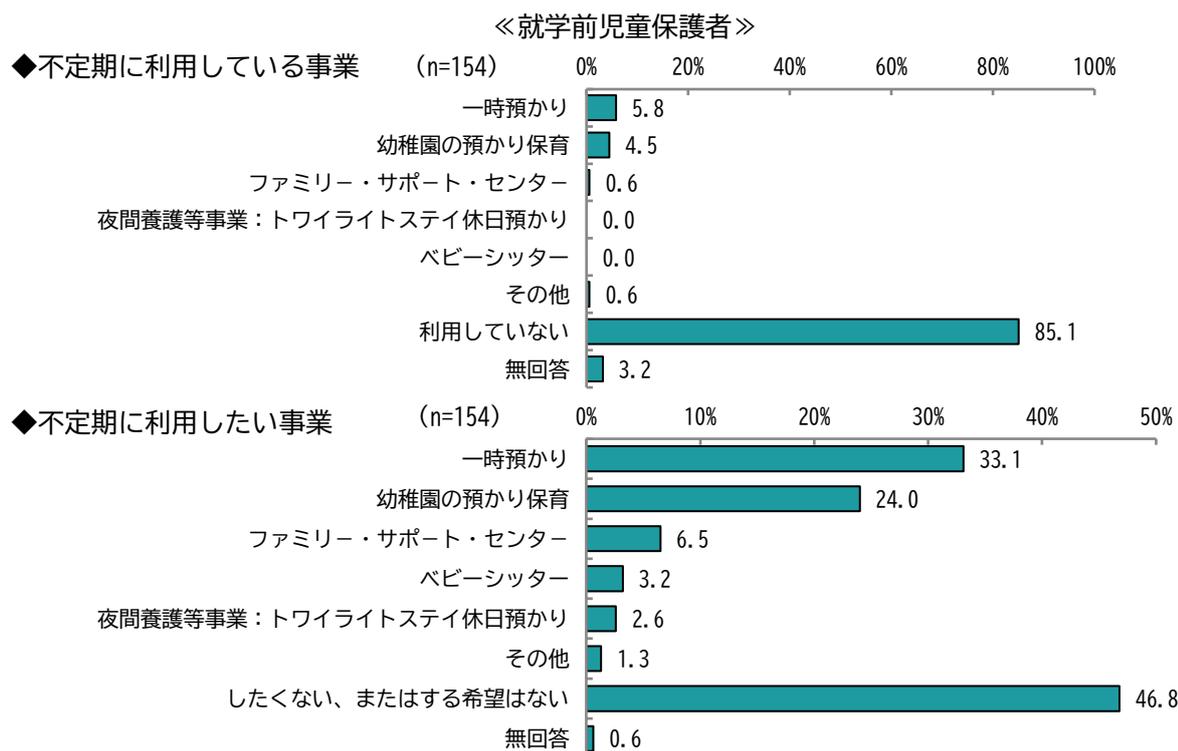
上板町立幼稚園の再編についての考え方は、「4つの幼稚園のまま」が34.4%と最も高く、次いで「4つの幼稚園を2つに統廃合」(33.1%)、「4つの幼稚園を1つに統廃合」(22.7%)となっています。



(4) 不定期に利用する事業

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業は、「一時預かり」が5.8%、「幼稚園の預かり保育」が4.5%などとなっています。

利用したい事業は現在の利用状況と比べると、「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」の他に「ファミリー・サポート・センター」「ベビーシッター」「夜間養護等事業：トワイライトステイ」の希望が増加しています。

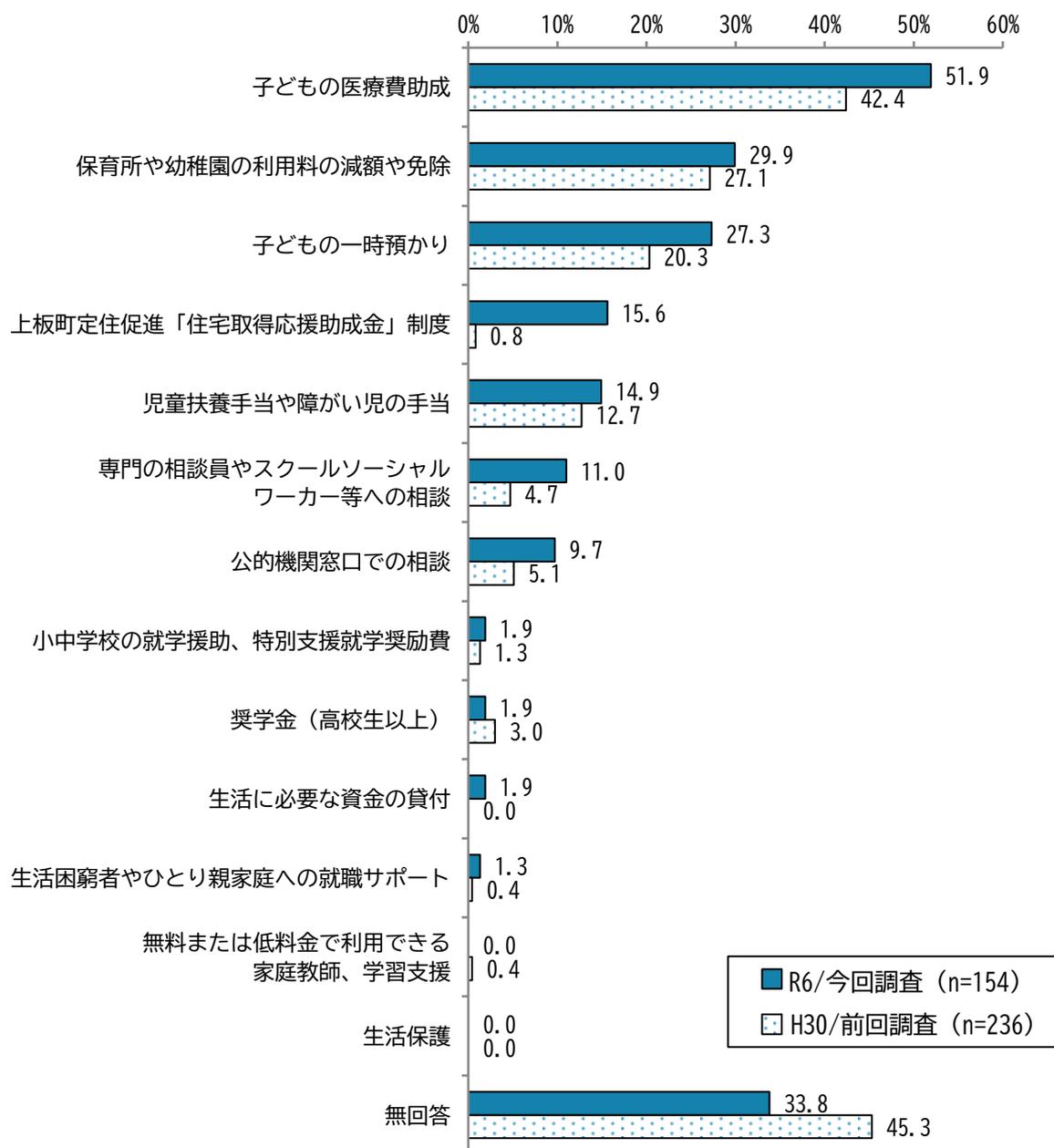


(5) 利用してよかった事業・今後利用したい事業

就学前児童保護者、小学生児童保護者の利用してよかった事業、今後利用したい事業をみると、「子どもの医療費助成」「保育所や幼稚園の利用料の減額や免除」「子どもの一時預かり」などが多くなっています。

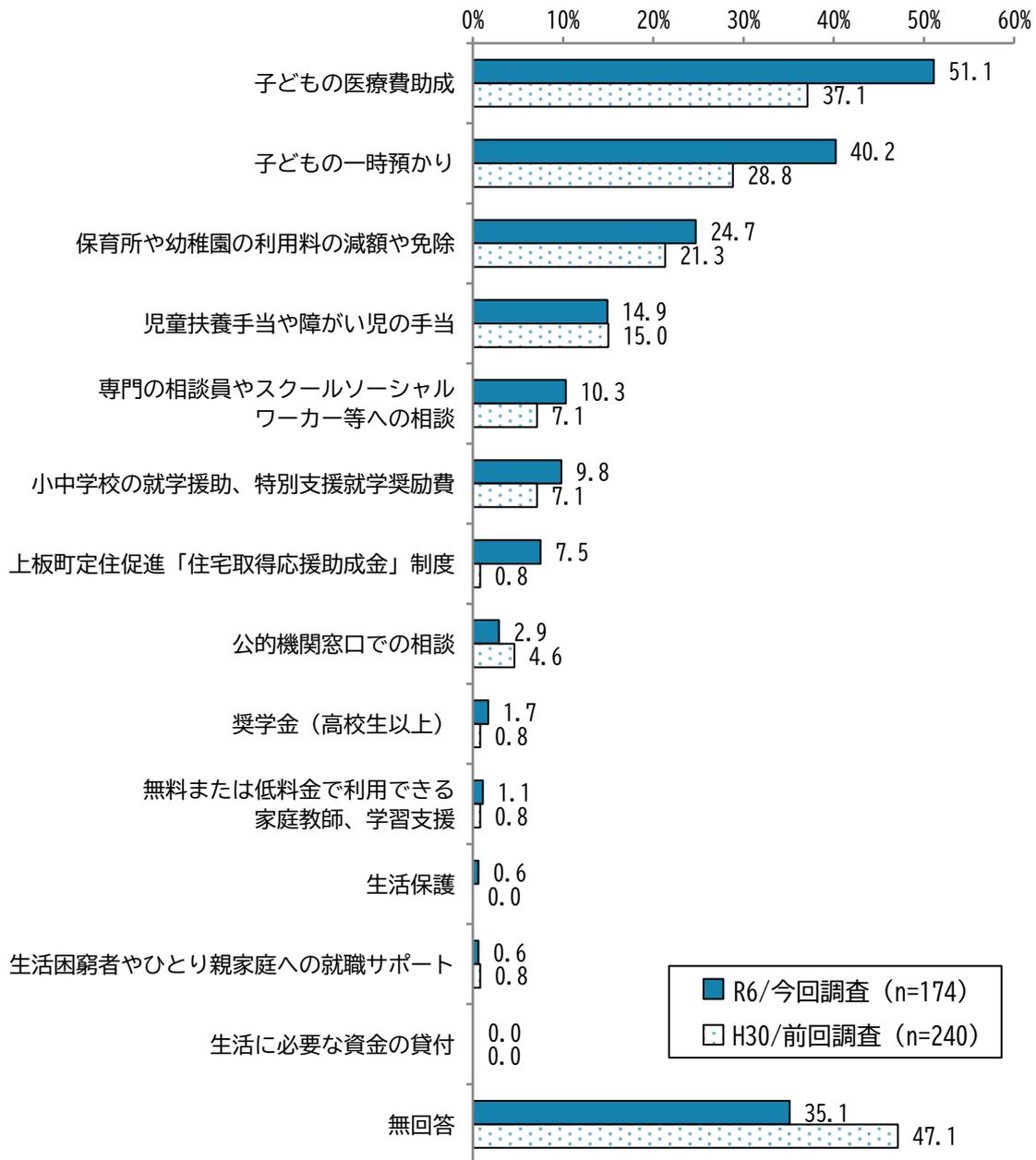
《就学前児童保護者》

◆利用してよかった事業



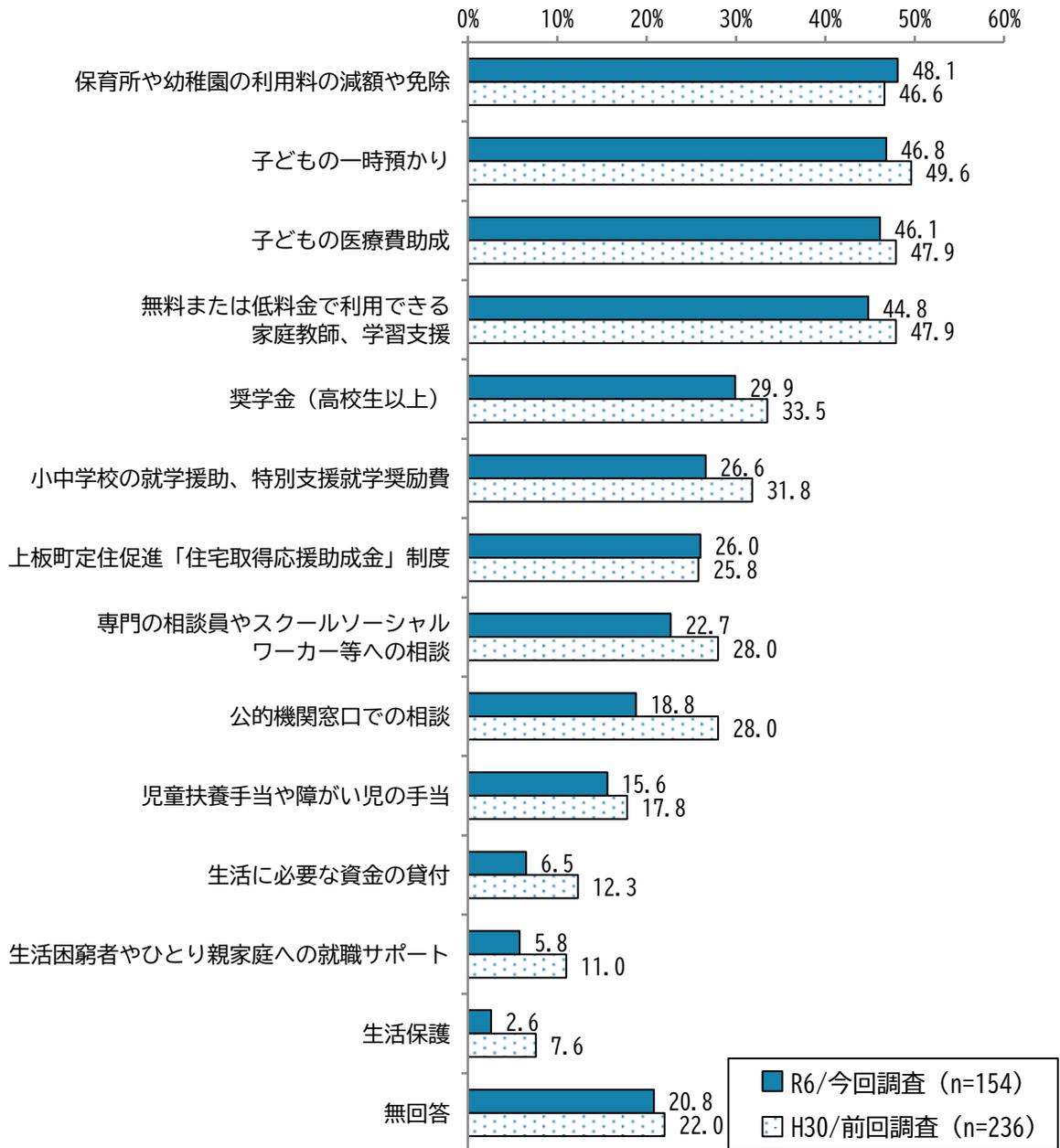
《小学生児童保護者》

◆利用してよかった事業



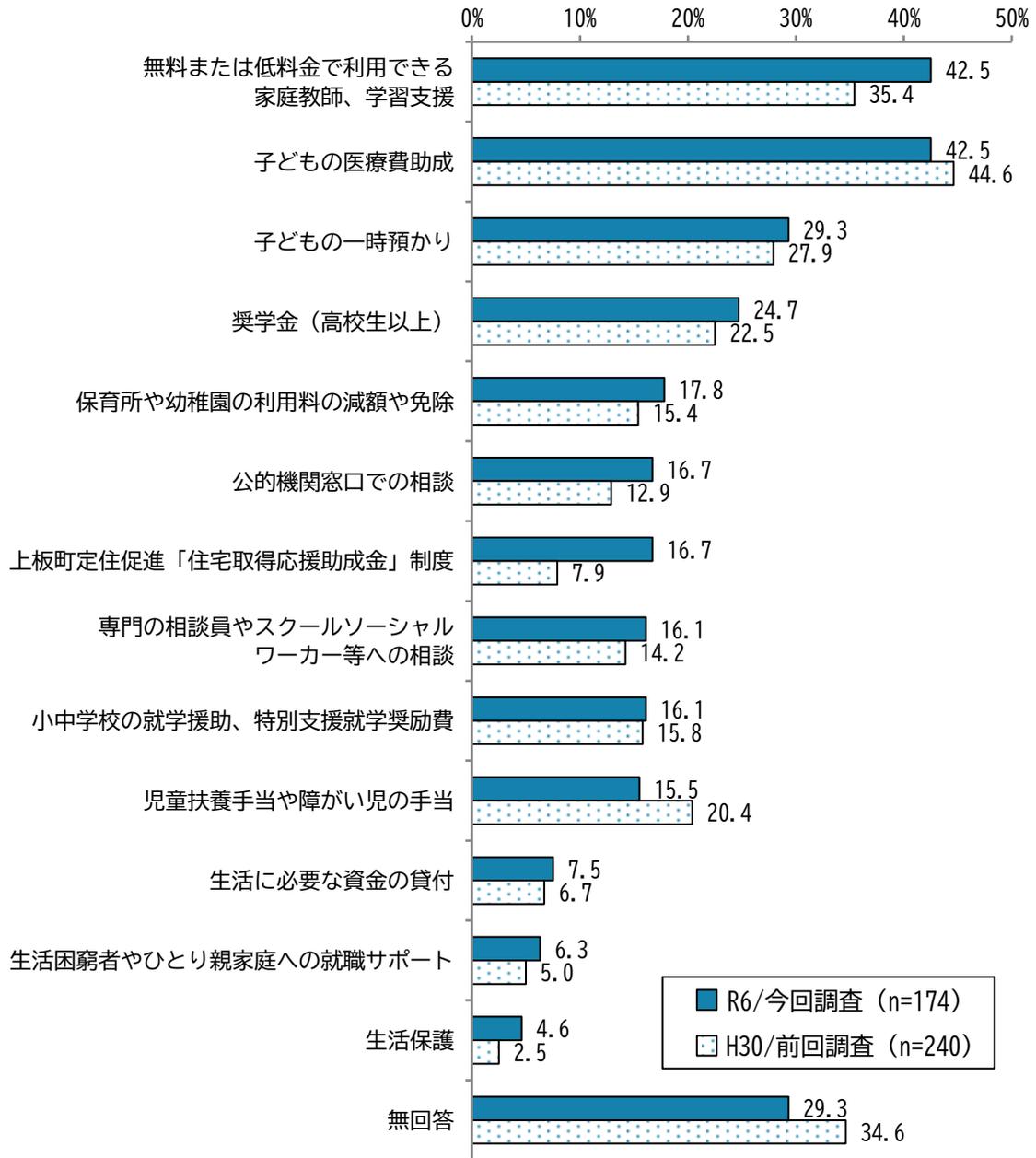
《就学前児童保護者》

◆今後利用したい事業



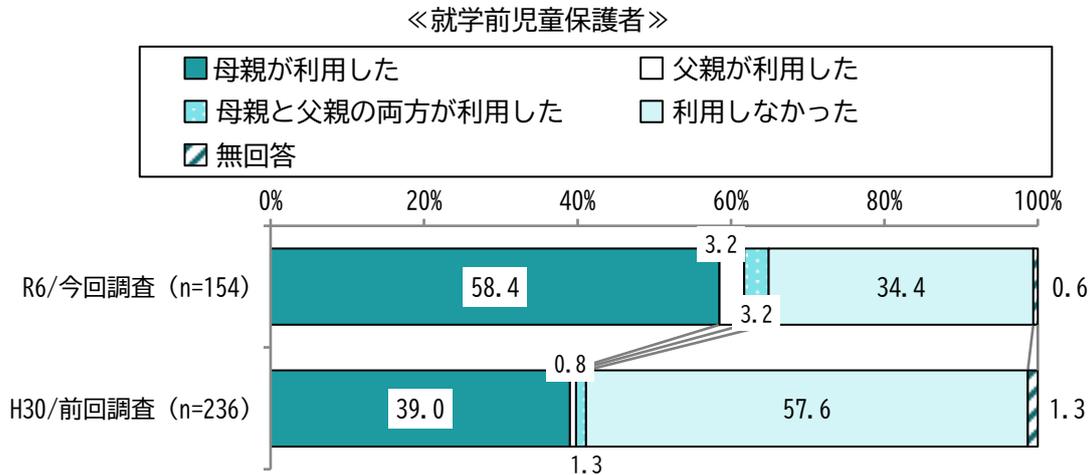
《小学生児童保護者》

◆今後利用したい事業



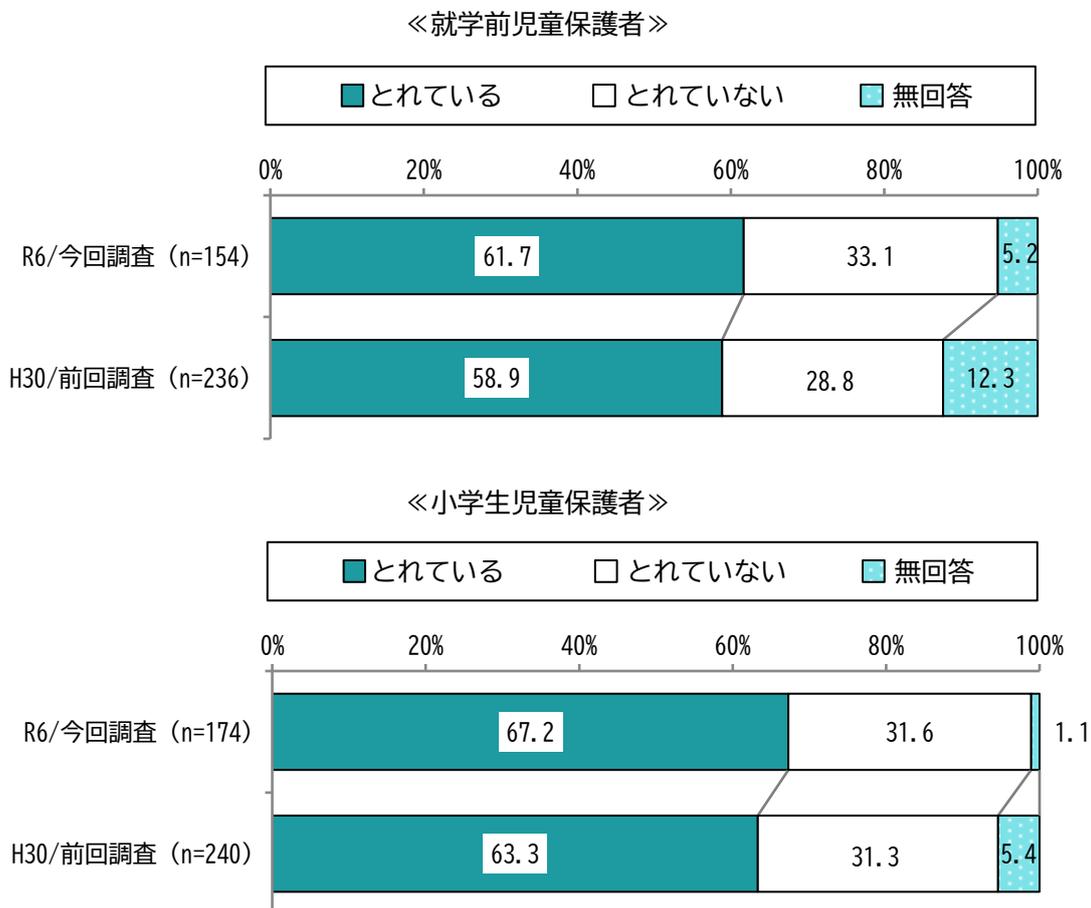
(6) 育児休業の取得状況

育児休業制度の取得状況は、「母親が利用した」が58.4%で最も高くなっています。前回調査と比較すると、「母親が利用した」が19.4ポイント増加、「利用しなかった」が23.2ポイント減少しています。



(7) 仕事と生活の調和について

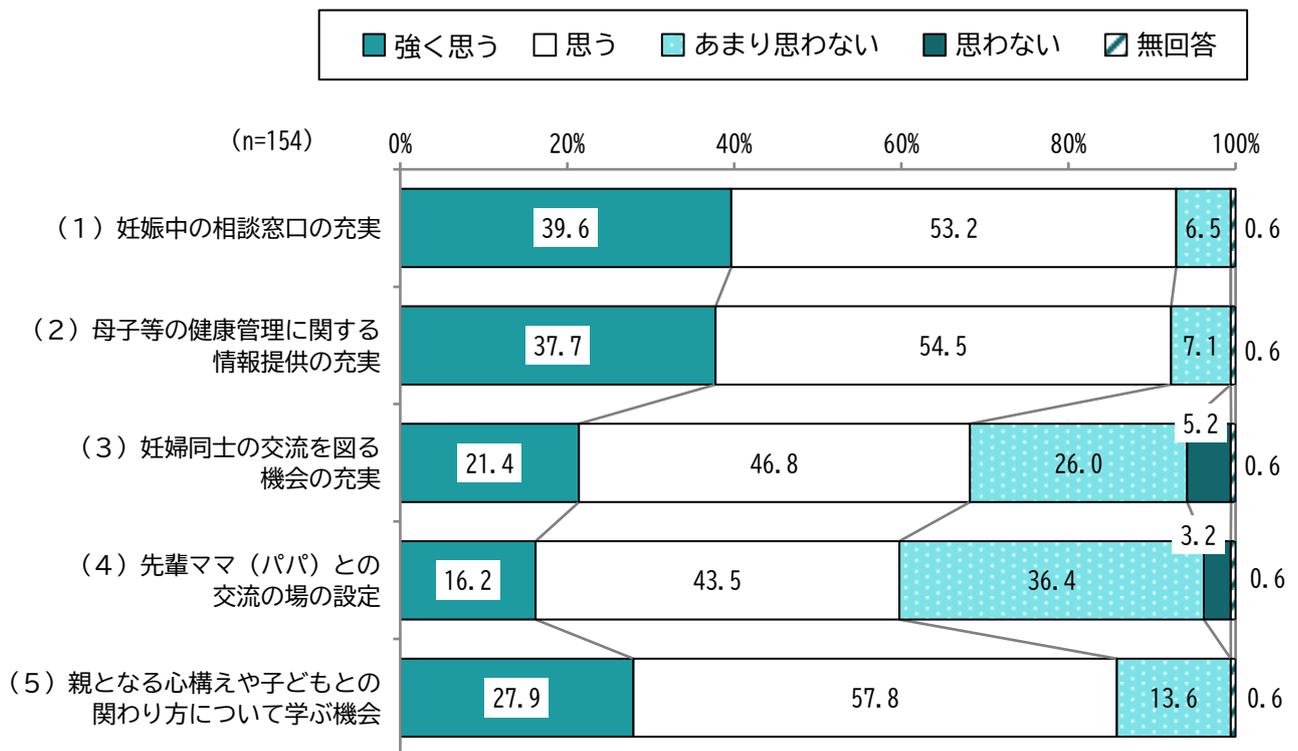
仕事と生活の調和が「とれている」と回答した割合が前回調査より増加しています。



(8) 妊娠中に大切だと思うこと

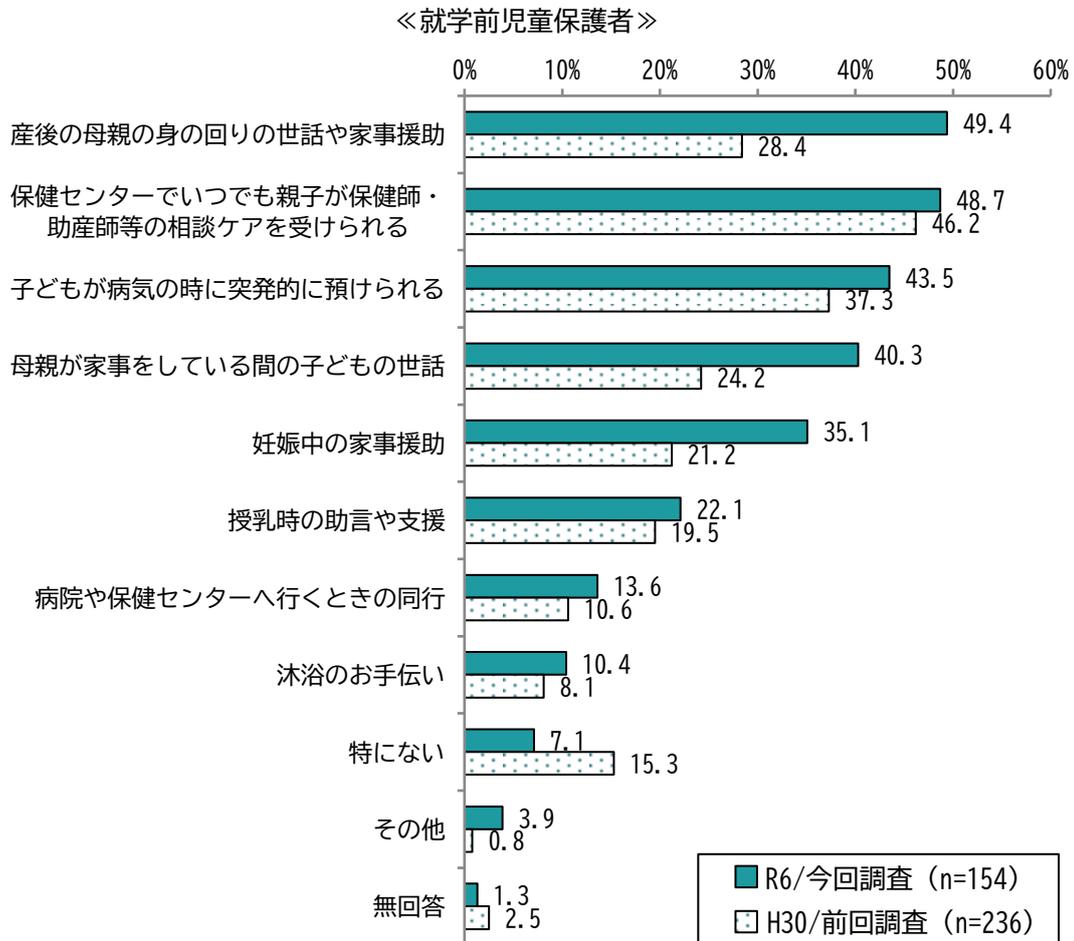
妊娠中に大切だと思うことについて、「強く思う」の割合は(1) 妊娠中の相談窓口の充実(39.6%)が最も高く、次いで(2) 母子等の健康管理に関する情報提供の充実(37.7%)、(5) 親となる心構えや子どもとの関わり方について学ぶ機会(27.9%)となっています。

《就学前児童保護者》



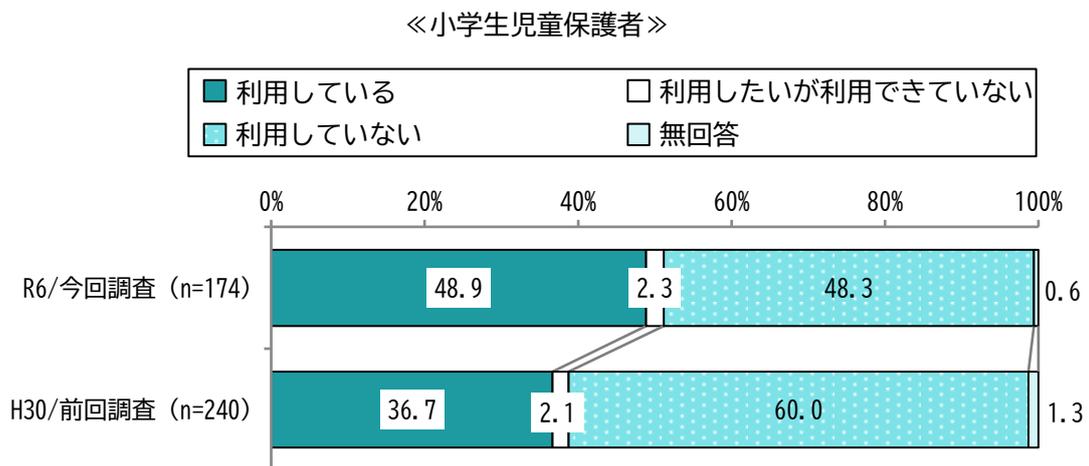
(9) 利用したい産前産後のサービス

産前産後のサービスで利用したいと思うサービスは、「産後の母親の身の回りの世話や家事援助」が49.4%と最も高く、次いで「保健センターでいつでも親子が保健師・助産師等の相談ケアを受けられる」(48.7%)、「子どもが病気の時に突発的に預けられる」(43.5%)などとなっています。



(10) 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブを「利用している」が48.9%と前回調査と比較すると12.2ポイント増加しています。



7 計画策定に向けた課題

(1) 子育て家庭への支援の充実

- 就学前児童保護者の平日定期的にご利用している教育・保育事業について、「町立保育所」(41.6%)、「幼稚園(通常就園時間+預かり保育)」(22.1%)、「幼稚園(通常就園時間のみ)」(10.4%)となっています。前回調査より母親のフルタイム・パートタイム就労の割合が増加しており、今後も出産や育児に関わらず就業を継続する人が増加し、保育ニーズがさらに高まっていくことが想定されることから、引き続き地域需要に応じた受け皿確保が必要です。
- 上板町立幼稚園の再編に対する考え方は、「4つの幼稚園を2つに統廃合」(33.1%)、「4つの幼稚園を1つに統廃合」(22.7%)と就学前児童保護者の過半数は統廃合に肯定的な考えであり、「4つの幼稚園のまま」は34.4%となっています。
- 就学前児童保護者の不定期にご利用している事業は「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」が多くなっていますが、不定期にご利用したい事業はこれらのニーズの高まりに加え、「ファミリー・サポート・センター」「トワイライトステイ」等のニーズも増加しており、保護者の息抜き対策も含めた不定期の預かりの受け皿確保が課題となります。
- 利用してよかった事業は、「子どもの医療費助成」「保育所や幼稚園の利用料の減額や免除」等の経済的支援に係る事業が多く、今後利用したい事業でも同様の傾向がみられます。子育て家庭の経済的な負担の軽減に関する取り組みの充実とともに、支援が必要な人に必要な情報が届くよう、情報発信手段の充実が重要です。
- 育児休業の取得状況は前回調査と比較して、母親・父親とも取得した割合が大きく増加しています。また、仕事と生活の調和がとれているかについては、「とれている」と回答した割合が前回調査を上回っており、働き方改革や職場における男女共同参画は進んでいるものと考えられます。

(2) 子どもの健やかな育ちへの支援の充実

- 妊娠期に大切だと思うこととして、「妊娠中の相談窓口の充実」「母子等の健康管理に関する情報提供の充実」「親となる心構えや子どもとの関わり方について学ぶ機会」は強く望む保護者が多くなっています。妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。
- 産前産後のサービスとして、「産後の母親の身の回りの世話および家事援助」「保健センターでいつでも親子が保健師・助産師等の相談ケアを受けられる」「子どもが病気の時に突発的に預けられる」「母親が家事をしている間の子どもの世話」等の希望が多くなっています。

(3) 子どもの健全育成

- 小学生児童保護者の放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が48.9%で前回調査から12.2ポイント増加しています。就学前児童の保育ニーズの高まりに合わせ、小学校進学時には放課後の預かりサービスを利用する意向が高まることを見込まれるため、見込み量に応じた受け皿の確保が課題となります。
- 昨今、子どもを巻き込んだ事故、犯罪の度重なる発生により、保護者の安心・安全に子育てできる環境への意識が高まっていることが考えられます。子どもの安全を確保するため、地域全体での見守り体制の充実や、道路や公園、関係施設設備の点検等が必要です。さらに、児童虐待、子どもの貧困の連鎖、いじめ、不登校、ひきこもりなど、子どもが抱える様々な課題等の解決も求められているところです。

(4) 「こどもまんなか社会」の実現

- 総務省が発表した令和6年8月1日現在、人口推計（概算値）によると、我が国の人口は約1億2385万人と前年同月に比べ約59万人減りました。また、令和6年3月1日現在の確定値によると、15歳未満人口は1402万9千人で、前年同月に比べ33万8千人の減少となっています。また、厚生労働省の「人口動態統計」によると、我が国における令和5年の合計特殊出生率（概数）は1.20と1947年にこの統計が開始されて以降、最も低くなりました。さらに、都道府県別の合計特殊出生率についても、すべての都道府県で令和4年よりも低くなりました。
- 以上のような我が国の動向や本町の実態を踏まえつつ、本計画では「こどもまんなか社会」の実現を目指す必要があります。子どもの視点に立って意見を聞き、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向かって、施策を推進することが求められています。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、幼児教育・保育の充実を図りつつ、地域における多様な子ども・子育て支援の量的・質的充実を図るとともに、子どもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援を行う必要があります。

「こどもまんなか社会」とは具体的に以下のことを指します。

- 全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
 - ・心身ともに健やかに成長することができます。
 - ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができます。
 - ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
 - ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
 - ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
 - ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
 - ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
 - ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。
 - ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。

- 20代、30代を中心とする若い世代が、
 - ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
 - ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
 - ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます。
 - ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができます。

資料：自治体こども計画策定のためのガイドラインより

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、全ての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子ども、保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

子育てとは本来、保護者が第一義的な責任のもと、限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、また、子どもが成長する姿に感動して、保護者自身も成長するという、喜びや生きがいをもたらすものです。しかしながら、経済的な問題や健康上の問題、家族関係の問題などで、子どもの健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へとつなげることで、自立した生活が可能となります。

子ども一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えること、また、子どもを産みたい、育てたいと思える社会環境や、サポート体制を確立させていくことにより、子どもの笑顔があふれる活気ある地域づくりをめざしていくことが重要です。

希望ある未来に向けて、「子どもの最善の利益」が実現され、また、何よりも子どもの人権が尊重され、すべての子どもの育ちが保障される地域社会をめざし、これまでと同様に、次の基本理念を掲げます。

基本理念

ともにささえあい、
安心して子育てができるまち

未来を担う子どもたちが、健やかにたくましく生きていくための様々な力を育みながら成長するために、保護者が安心して子育てでき、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる環境を整えるとともに、地域・企業・学校・行政が協力して、地域社会全体で子どもと子育て家庭を温かく見守り、子どもを大切に、のびのびと過ごせるまちづくりを進めていきます。

2 計画の基本的な視点

計画策定にあたって、次の3項目を基本的な視点として設定します。

子どもの幸せを第一に考える視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていく必要があります。

子どもの視点に立ち、教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

家庭の子育て力を高める視点

子育てについての第一義的責任がある保護者が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるように支援します。また、子育てを通して、子どもと保護者がともに育っていけるように、家庭での子育て力を高めます。

地域全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く地域全体で支えていく必要があります。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが連携・協力して、妊娠・出産・子育てに関する必要な支援をライフステージに応じて切れ目なく提供するとともに、子どもが発達段階に応じ、健やかに成長できる環境を整備します。

3 基本目標

本計画では、基本理念「ともにささえあい、安心して子育てができるまち」を実現するために、次の4つの基本目標を設定し、各種施策を推進していきます。

基本目標1 子どもの権利の尊重

子どもは、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。子どもを権利の主体として認識し、多様な人格を持った個人として尊重し、子どもの最善の利益を図る視点に立った施策・事業を推進します。

また、貧困やヤングケアラー等の家庭環境、虐待等の家族関係など、さまざまな状況によって、子どもが不利益を被ってはいけません。それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、子どもや子育て家庭が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりを推進します。

基本目標2 子どもが健全に育つ環境の整備

子どもが豊かな心と健康な体を育みながら成長するためには、乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障するとともに、すべての子どもが相互に人格と個性を尊重されながら、自己肯定感や自己有用感を高めて成長できるような環境が必要です。

次代を担う子どもが、社会で主体的に力強く対応できる、個性豊かで、健やかなからだ、豊かな心、その子の最大の力が発揮できる確かな学力を持った人に育てることができるよう、学校の教育環境等の整備のみならず、家庭での教育、地域における多様な体験活動や居場所づくり活動を通じて、家庭・地域における教育力の向上を図ります。

基本目標3 安心・安全の子育て環境づくり

子育てに不安や悩みを抱えた子育て家庭が孤立することのないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支援します。

また、子育て家庭が安心して生活できるように、子育てにやさしいまちの環境を整備するとともに、子どもを交通事故や犯罪から守ることができるような環境整備に努めます。

基本目標4 地域における子育ての支援

女性の就業率の増加や働き方の多様化等を背景に、子育て家庭のニーズは多様化しており、こうした状況に対応するため、教育・保育の量的・質的向上を図ります。

また、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

4 施策体系

基本理念	ともにささえあい、安心して子育てができるまち
基本的な視点	子どもの幸せを第一に考える視点 家庭の子育て力を高める視点 地域全体で子育てを支える視点
基本目標	基本施策
基本目標1 子どもの権利の尊重	(1) 子どもの意見表明の機会の確保 (2) 児童虐待の防止 (3) ひとり親家庭の自立支援 (4) 障がい児施策の充実 (5) 困難を抱えた子どもへの支援
基本目標2 子どもが健全に育つ環境の整備	(1) 学校教育の充実 (2) 子どもの健全育成 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 地域における子どもの居場所づくり
基本目標3 安心・安全の子育て環境づくり	(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備 (2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備 (3) 子育てを支援する生活環境の整備 (4) 子どもの安全の確保
基本目標4 地域における子育ての支援	(1) 幼児期の学校教育・保育の充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) 子育てに伴う経済的負担の軽減 (4) 子育て支援ネットワークの充実

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの権利の尊重

(1) 子どもの意見表明の機会の確保

こども大綱においては、子ども施策の重要事項の中に、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子どもが権利の主体であることを広く周知することがあげられています。これに伴い、子どもの社会参画や意見表明の機会を充実させ、子どもの多様な意見を今後の施策に反映していく仕組みづくりが必要とされています。

子どもを多様な人格を持った「個」として尊重し、年齢・発達に応じて、自らの意見を表明することができる機会を確保します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
1	子どもの意見表明の機会の確保	子ども自身が社会や上板町のことを学習して将来の姿を考えるとともに、授業形式の意見聴取やワークショップを通じて自らの意見を形成し、表明することができるよう支援します。 オンラインアンケート等を活用して、子どもが意見を表明しやすい環境整備を行うとともに、子どもが、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、こども基本法とともに、子どもの意見表明についても周知・啓発を行います。	教育委員会
2	町ホームページによる子ども・若者の意見・提案の募集	子どもが子どもに係る施策などの町政について自主的に意見を表明できるよう、町ホームページにおいて、子どもの声を随時募集します。	教育委員会

(2) 児童虐待の防止

子どもへの虐待は、子どもの心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に将来の可能性をも奪うものであり、何人も子どもへの虐待を行ってはなりません。

家庭訪問や乳幼児健診等を活かして、家庭との接触の機会を増やし、危険なサインを発見すること、情報提供や相談機会を増やしていくとともに、関係機関の連携を強化し、より効果的な支援を進めていきます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
3	情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報（どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等）の周知を図ります。	民生児童課
4	児童虐待への的確な対応	本町では、「上板町子ども家庭総合支援室」と「上板町子ども・若者相談支援室『あい』」と、「青少年育成室」の3つの機能を集結し、令和6年4月1日から、上板町役場の保健相談センター内に「上板町子ども若者家庭支援室」を開設いたしました。 今後、こども家庭センターへ移行し、母子保健と児童福祉の両機能の支援を一体的に行う予定です。 支援室を中心とし、関係課・機関が連携しながら、児童虐待の早期発見・対応に努めていきます。	民生児童課
5	上板町要保護児童対策地域協議会の設置	関係機関と密に連携し、児童虐待防止、早期発見及び家庭への支援に努めます。また、事案発生時には随時ケース会議を開催します。	民生児童課
6	要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携をとり、適切な対応に努めます。 また、きめ細やかな対応が必要とされるため、専門的なスキルを持った人員配置、体制づくりに努めます。	民生児童課

(3) ひとり親家庭の自立支援

本町におけるひとり親家庭の割合は母子世帯で1.4%、父子世帯で0.2%となっています。また、婚姻件数は年間30件前後で推移している一方で、離婚件数は20件前後で推移しています。

ひとり親家庭等が自立した生活を営めるよう、地域における母子家庭、父子家庭の現状の把握に努め、相談事業や生活支援、経済的支援等、総合的な自立支援に努めます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
7	児童扶養手当	離婚時などに必要な支援について周知できるよう、窓口にリーフレットを配置するとともに、必要に応じて相談対応を行っています。 父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に審査の上、児童扶養手当を支給します。(所得制限有)	民生児童課
8	ひとり親家庭の医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までの間にある子を養育している父子家庭の父子または母子家庭の母子及び父母のいない児童が入院した場合や児童の通院時に、保険診療の自己負担分の助成を行います。	民生児童課
9	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子・父子家庭、寡婦の生活の安定と、その子どもの健やかな成長を図るために、貸付を行います。	民生児童課
10	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	県の母子自立支援員、家庭相談員との連携により、子育ての相談、就業に関する相談、必要な知識技能を身につけるための相談や情報提供を実施します。	民生児童課

(4) 障がい児施策の充実

障がい児など特別な支援が必要な子どもへの支援については、「上板町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

また、特定教育・保育施設、学童保育での障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
11	障がいの早期発見	乳幼児健診を行い、障がい等の早期発見及び健全な発育を促すために健診の個別指導や早期療育体制の充実を図ります。乳幼児健診では小児科医師や心理相談員等による健診や相談を実施し、精密健診や個別発達相談を実施します。 乳児家庭全戸訪問を全員に実施するとともに、低出生体重児、未熟児、健診事後フォロー者等への訪問・育児支援を実施します。	健康推進課

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
12	障がい児通所支援等の充実	発達相談や家族からの相談等によって、通所サービス利用の必要がある子どもに対して、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用を推進します。	民生児童課
13	相談支援の充実	板野郡自立支援協議会において、相談支援事業所等と、困難な事例の対応についての情報共有を行うことで、障がいのある子どもへの相談支援体制を充実します。	民生児童課
14	障がいのある子どもの親の会への支援	障がいや発達の課題のある子どもや保護者が交流したり地域の様々な場に参加したり、親睦を深めるための活動として、親の会を支援します。	民生児童課 健康推進課
15	障がい児保育・教育の推進	子どもの就学先決定のための教育支援委員会において、子どもの健康や発達状況、学習状況、学校生活の様子などについて聞き取り、その子に適した学びの場がどこであるかを協議します。 これまで行われてきた支援や個別の配慮を参考に、小学校が支援計画を立てることで、入学後の子どもの困り感を減らし、よりよい環境で学校生活を送ることができることをめざしています。	教育委員会
		一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、家庭・専門機関等との連携のもと、保育及び教育を実施します。	民生児童課
16	医療的ケア児への支援	たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを要する障がい児が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うためのコーディネーターを配置します。	民生児童課

(5) 困難を抱えた子どもへの支援

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、適切なサービスや支援を結び付けるよう努めていきます。

また、子どもが抱える困難の起因は、虐待、いじめ、ひきこもり、疾病など多岐にわたっていることから、各課及び関係機関・団体が連携・協働し、それぞれの専門性を生かしながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
17	就学援助費交付	<p>経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し就学援助費を交付します。</p> <p>令和2年度から次年度に小中学校へ入学する児童生徒に対して、新入学用品費の入学前支給を開始しています。</p>	教育委員会
18	奨学資金の貸付	<p>修学の意欲を持ちながら、家庭の経済的理由により修学することが困難な者に対して、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保のために奨学金を貸与します。</p>	教育委員会
19	徳島県生活困窮者自立支援事業	<p>徳島県では、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活にお困りの方や不安を抱えている方に対し、自立に向けた支援を行う「生活困窮者自立支援事業」を実施しており、上板町では社会福祉協議会が相談窓口となっています。</p>	社会福祉協議会
20	子ども食堂の運営支援	<p>子ども食堂は、食の提供はもとより、身近な地域にある安心安全で気軽に立ち寄ることができる居場所として、地域のボランティアの協力のもと実施されています。</p> <p>家庭的な環境で、子どもたちに安価で栄養のある食事を提供するとともに、地域住民との交流支援を行います。</p>	民生児童課
21	困難を抱えた子ども・若者の相談支援	<p>上板町子ども若者家庭支援室において、虐待、ニート、引きこもり、不登校等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者（概ね39歳まで）に関するお悩みや、青少年に関する相談などに応じ切れ目のない適切な支援に繋げていきます。</p>	教育委員会 民生児童課
22	自殺予防対策	<p>上板町内小学校及び中学校において「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」としてSOSの出し方教育の実施や、保護者向けSOSの気づきの啓発、学校への専門家の派遣、個別支援などの取り組みを行います。</p>	教育委員会 健康推進課
23	いじめ対策	<p>早期発見、未然防止策として、いじめアンケートの実施や相談窓口の設置、定期的な教職員情報共有会議を実施しています。</p> <p>また、スクールカウンセラーや養護教諭、関係機関と学校が連携を取り、共通理解を図って組織的に関わることでいじめに対する体制の強化に努めています。</p>	教育委員会

基本目標 2 子どもが健全に育つ環境の整備

(1) 学校教育の充実

子どもたちが、夢に向かって努力し、たくましく生きるために、心身ともに健康で、幅広い知識や教養、豊かな情操、道徳心などをバランスよく習得し、総合的な人間力を高める教育を推進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
24	基礎学力の向上	全国学力・学習状況調査や県学力ステップアップテストの結果から、学校毎に課題分析を行い、指導に生かしています。 一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育むよう、基礎学力の定着と向上に努めます。	教育委員会
25	豊かな情操の育成	子どもの芸術文化活動に対する意欲や態度の活性化を図るとともに、子どもの主体的な読書活動の推進を図ります。 また、道徳教育等を通じて、規範意識や他人を思いやる心を育みます。	教育委員会
26	健やかな体の育成	健康診断の実施及び事後指導、食生活指導、歯みがき教室等の取り組みを通じて、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、外遊び活動を充実することで、肥満傾向の改善と視力低下の予防に取り組みます。	教育委員会
27	国際理解・英語教育の推進	外国語指導助手（ALT）を招き、小中学校に配属し、児童生徒が生きた英語に接し国際感覚の基礎を培うとともに、新たな学習意欲を生み出す機会を充実します。 また、幼稚園においても外国語活動の時間を設け、子どもの外国語の習得・交流活動の活性化・自国理解と他国理解を推進します。	教育委員会
28	思春期保健に関する普及啓発	性や命に関する学習機会の充実や薬物等に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	教育委員会
29	心の教育の充実	いじめ、不登校やひきこもりなど、児童・生徒が直面する心の問題に対応するため、県教委のスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実に努めます。	教育委員会

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
30	教職員の資質向上の推進	<p>令和の日本型教育に順応し、ICT活用や主体的・対話的で深い学びを児童生徒に提供するため、教職員を対象に研修や情報交換・意識改革等に積極的に取り組んでいます。</p> <p>学校が社会の変化に対応し、これからの生きる児童生徒に必要な教育を提供するため、研修や日々の情報収集・共有を行い、全教職員のスキルアップを推進していきます。</p>	教育委員会
31	教育施設の安全性の確保	教育施設の老朽化対策や防災機能強化について、必要に応じて整備を実施します。	教育委員会

(2) 子どもの健全育成

子育て、虐待、ニート、ひきこもり、不登校等の子どもや若者が抱えやすい問題に対する相談窓口の充実を図ります。

また、子どもがインターネットやゲームを安全に安心して利用できるようにするために、学校での指導を継続するとともに、家庭でのルールづくりを促進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
32	上板町子ども若者家庭支援室	<p>本町では、「上板町子ども家庭総合支援室」と「上板町子ども・若者相談支援室『あい』」と、「青少年育成室」の3つの機能を集結し、令和6年4月1日から、上板町役場の保健相談センター内に「上板町子ども若者家庭支援室」を開設いたしました。</p> <p>相談の内容に応じて、適切な支援機関の紹介や情報提供及び助言、関係支援機関との連絡・調整等を行い、相談者の悩みに寄り添った問題解決の支援を行います。</p>	教育委員会 民生児童課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

また、地域住民や関係機関の連携の下、地域の教育力を高めることで子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
33	地域に開かれた学校づくりの推進	地域ぐるみの教育を推進するために、学校の教育活動に地域の人々の参加・協力を求めたり、各分野において優れた知識や技術をもつ地域の人を講師として招きます。 また、農業体験、地域の方との餅つき、藍の栽培など、各学校で取り組みを進めます。	教育委員会
34	親子会活動の推進	各親子会へ費用助成を行うことで、親子会の様々な活動を支援します。	教育委員会
35	スポーツ活動の推進	少年団活動に対する指導者研修会やスポーツ大会を開催します。	教育委員会
36	世代間交流活動	独居老人宅を訪問し、お年寄りとのふれあいを深めることにより、青少年の健全育成を図ります。 新型コロナウイルスの影響で、令和2年度から令和5年度まで活動を中止していましたが、再開に向けて努めていきます。	教育委員会
37	中学校と乳幼児のふれあいの場づくり	家庭科の授業や職場体験の一環として、保育所での保育実習や職場体験学習での保育士の体験実習等を実施し、命や子育てについて考える機会とします。	教育委員会
38	家庭教育学級	幼稚園児や小学生の保護者や教員が、よりよい子育てについて、教員またはPTA主催で研修会を行います。	教育委員会
39	ブックスタート事業	読み聞かせボランティアの方に協力していただき、絵本の配布及び読み聞かせに関するアドバイス等を行います。	民生児童課

(4) 地域における子どもの居場所づくり

すべての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくりを推進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
40	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供します。	民生児童課
41	公園の環境整備	子どもたちに安全かつ健全な遊び場を提供するため、地域住民と連携を図りながら、公園の適正管理に努めます。	環境保全課
42	子ども食堂の運営支援【再掲】	子ども食堂は、食の提供はもとより、身近な地域にある安心安全で気軽に立ち寄ることができる居場所として、地域のボランティアの協力のもと実施されています。 家庭的な環境で、子どもたちに安価で栄養のある食事を提供するとともに、地域住民との交流支援を行います。	民生児童課

基本目標3 安心・安全の子育て環境づくり

(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産における健康づくり支援や相談体制の充実を図ります。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
43	妊娠届出時の重点指導	妊娠届出時に、妊婦中の栄養・たばこの害・早産予防について重点的に相談指導します。	健康推進課
44	妊婦健康診査	妊婦健康診査を妊婦1人につき最大14回無料で実施し、医療機関と連携した個別指導を行います。	健康推進課
45	家庭訪問	妊婦健診での健診結果により必要に応じて、医療機関と連携して家庭を訪問し、保健指導等を実施します。	健康推進課
46	産婦健康診査	産後うつの予防を図るため、産後2週間、産後1か月頃(産後8週以内)に実施する産婦健康診査の受診票を交付し、公費負担(2回)を実施しています。	健康推進課
47	伴走型相談支援	全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない相談支援を行う「伴走型相談支援」を実施しています。	健康推進課
48	産前・産後サポート事業	妊娠中から産後にかけて、出産・育児に関する不安や心配事の相談に保健師・助産師が応じる産前・産後サポート事業を実施しています。	健康推進課
49	産後ケア事業	産後の一定期間において、支援を必要とする産婦及び乳児に対し、心身のケア、育児のサポート等きめ細かな支援を行っています。	健康推進課
50	小児医療・周産期医療	休日・夜間の救急医療体制、小児救急医療体制や適正な受診、安全な出産を確保するため、地域の周産期医療施設と連携するとともに、母体・新生児救急医療体制の周知を図ります。	健康推進課
51	出産祝い金制度	次世代を担う赤ちゃんの誕生を祝福し、子育ての経済的負担の軽減と健全な育成を図るために出産祝い金を交付します。	住民人権課
52	出産祝い育児用品等配布事業	生まれた赤ちゃんの保護者へ育児用品のセットを出生届出時に配布しています。	健康推進課
53	妊婦のための支援給付	妊娠期の切れ目のない支援を行い、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	健康推進課

(2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、すべての子育て家庭が妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を受けながら安心して子育てができ、出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくれます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
54	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	健康推進課
55	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導助言、相談等を実施します。	健康推進課
56	乳幼児健診・家庭訪問	乳幼児健診を行い、また、健診未受診児、及び要フォロー児に対しては家庭訪問、電話等により状況確認と保健指導を行います。(成長発達のチェック・育児・事故予防指導・育児不安の相談)	健康推進課
57	歯科健診・フッ素塗布	2歳児を対象に歯科健診とフッ素塗布、むし歯予防指導を行います。	健康推進課
58	予防接種	子どもの定期予防接種を徳島県内のかかりつけ医で無料で実施します。	健康推進課
59	子育てひろば	地域で気軽に集い、相談や親同士の仲間作りができる場を提供します。(ボランティアによる絵本の読み語り・おもちゃ作りや保健師・保育士・助産師・栄養士等による育児相談等)	健康推進課 さくら保育所
60	赤ちゃん和妈妈のお部屋	赤ちゃんを子育て中の方が気軽に集まり、情報交換や仲間づくりができる場です。	健康推進課
61	育児教室	子どもの成長発達を理解し、安心して育児ができ、基本的な生活習慣を実践する力を身につけられるよう、のびのび子育て教室等を実施します。	健康推進課
62	育児相談	乳幼児健診や教室、個別育児相談等の機会に育児相談を実施します。(望ましい生活リズム、食習慣、運動習慣等将来の生活習慣病予防につながる内容)	健康推進課
63	育児支援教室	妊娠出産育児の情報を夫婦で共有する機会として、個別指導によるパパママ教室を実施します。 また、幼稚園での参観日等に親子あそび・生活習慣・しつけ等についての体験型教室を実施します。	健康推進課 教育委員会 さくら保育所
64	発達相談	心理相談員による発達相談を実施し、必要に応じて、保育所・幼稚園・小中学校・医療機関・専門機関と連携します。	健康推進課

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
65	食育推進事業	学校給食センターが中心となり、食生活アンケートと給食メニューコンテストを実施します。 また、県学校食育パワーアップ作戦に沿って、栄養教諭と各学校の学級又は教科担任が T-T で食に関する指導を積極的に行います。	教育委員会

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

公共施設や道路等のバリアフリー化を進めるなど、子育て家庭が快適に安心して生活できる子育てにやさしいまちづくりを推進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
66	安全な道路環境の整備	巡回や住民からの連絡をもとに、防犯灯、カーブミラーの交換及び道路の補修等を行います。	建設課
67	公園・緑地の適正管理及び情報提供	家族で楽しく遊べる身近な公園および緑地は地域住民と連携を図りながら、安全かつ健全で楽しく遊べる場所として適正管理に努めます。	環境保全課

(4) 子どもの安全の確保

子どもが事故・犯罪・災害等の被害者にならないための各種教育・啓発を推進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
68	犯罪等に関する情報提供	徳島板野警察署から各学校に不審者情報が提供されています。また、各学校から不審者情報等のメールが保護者に配信され、注意喚起が行われています。	企画防災課 教育委員会
69	地域防犯パトロール	防犯推進委員、徳島板野警察署、学校、PTA等による防犯パトロールを行うことで、犯罪抑止に努めます。	企画防災課 教育委員会
70	民生委員児童委員及びボランティアによる巡回活動	子どもの登下校時に散歩を兼ねた見回りを実施し、不審者による犯罪防止に努めます。	民生児童課
71	巡回補導活動	重大な非行の前兆ともなり得る不良行為・問題行動等の発見のため、青少年育成上板町民会議、関係機関と連携し、夏休み期間を中心に巡回補導を行います。	教育委員会
72	広報啓発活動	「防ごう少年非行」県民総ぐるみ運動について講演会や広報を行い、地域全体で少年非行を防ぐ取り組みを推進します。 また、防ごう少年非行上板町推進大会の周知及び実施を行います。推進大会では基調講演、中学生非行防止作文優秀者表彰及び最優秀者発表等を行い、広報誌による「防ごう少年非行」県民総ぐるみ運動の周知も行います。	教育委員会
73	防災対策の推進	幼児期から発達段階に応じてあらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、防災啓発・防災生涯学習を推進します。	教育委員会
74	交通安全教室の実施	幼稚園、小学校、中学校において、講話や映像などの座学、さらに実技指導による交通安全教室を実施します。 また、さくら保育所においても、毎年交通安全教室を実施し、交通事故の悲惨さや命を守ることの大切さを学ぶ機会を提供します。	教育委員会 民生児童課 さくら保育所

基本目標4 地域における子育ての支援

(1) 幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分踏まえて、多様な施設または事業者から質の高い教育・保育を受けられるような提供体制の確保に努めます。

また、幼児期の教育・保育の質の向上を図るとともに、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保幼小連携の体制を整備します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
75	保育所	概ね希望者を受け入れられる定員数は確保できています。 引き続き就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって保育を行うため、保育ニーズに対応した保育の提供に努めます。	民生児童課 さくら保育所
76	幼稚園	入園希望者については、途中入園も含めて全て受入れ可能な定員数は確保できています。 引き続き小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行うための教育環境の整備を図ります。	教育委員会
77	低年齢児保育の実施	0歳（満6ヶ月以上）児からの受け入れを実施します。	さくら保育所
78	質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。 そのために、県や関係機関と連携した人材の確保・育成に努め、教育・保育サービス等の評価にも取り組みます。	民生児童課 さくら保育所
		幼稚園において、心理の専門家による巡回相談事業を実施し、保護者から子育てや発達等に関する個別相談の対応、教員の支援、指導に対する助言等を行います。 幼稚園のICT化を進めるため、園務支援システムを導入し、教員の業務負担等の軽減を図っています。	教育委員会
79	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	利用申請により保育の必要性を認定したうえで、幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）、認可外保育施設、預かり保育等を紹介します。	民生児童課
		新制度未移行幼稚園の利用者に対して、施設等利用給付の申請手続きから給付費の支給までを円滑に行います。	教育委員会

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
80	産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	育児休業満了時以降、教育・保育事業の利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。	民生児童課 さくら保育所
81	保幼小中連携等の推進	妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るため、幼稚園、保育園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。 そのために、保幼小中の職員の合同研修を実施するなど、相互交流が図れるよう支援を行います。	民生児童課 さくら保育所
		町の特別支援部会において、保、幼、小・中の教職員等が情報交換や合同研修を行うことで、ともに学び、交流する機会を設けます。 また、上板町特別支援連携協議会を開催し、保育所・幼稚園・小中学校・特別支援学校・保健師・行政職員・医師等・子育て支援事業所が共に会して、上板町の切れ目ない支援のあり方について協議します。	教育委員会

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭、ひとり親家庭、障がいのある子どものいる家庭など、すべての家庭の子育てを支えること、あらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要です。また、家庭の養育機能の低下や子育て家庭の孤立化などが問題となっていることから、地域全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、支えることが大切です。

地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、情報提供体制の充実を図り、すべての子育て家庭が身近に感じることができる、地域一丸となった子育て支援体制づくりを進めます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
82	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターを拠点として、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。	さくら保育所
83	妊婦健康診査【再掲】	妊婦健康診査を妊婦1人につき最大14回無料で実施し、医療機関と連携した個別指導を行います。	健康推進課

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
84	乳児家庭全戸訪問事業 【再掲】	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	健康推進課
85	養育支援訪問事業 【再掲】	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導助言、相談等を実施します。	健康推進課
86	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	民生児童課
87	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	地域で子育ての支援をするために、依頼会員(育児の援助を受けたい人)と提供会員(育児の援助を行いたい人)が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行います。	民生児童課
88	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。	教育委員会 さくら保育所
89	延長保育事業	多様な就労環境に対応するため、保育所の開所時間を午後7時まで延長して保育を実施します。	さくら保育所
90	病児保育事業	児童が病気中や病気の回復期などのため、集団生活が困難なときに、病院などで一時的に保育を行います。	民生児童課
91	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供します。	民生児童課
92	子育て情報誌の作成と発行	妊娠期から出産・育児・教育・環境等に関する情報誌を作成し、妊娠届出時等に配布します。また、公的・民間・ボランティア等を含めての情報を掲載します。現在、年1回子育て情報誌を更新し、妊娠届出時と転入時に説明するとともに、町ホームページにも掲載し、広く見ていただけるように周知しています。	民生児童課

(3) 子育てに伴う経済的負担の軽減

アンケート調査では、就学前児童保護者、小学生児童保護者の利用してよかった事業、今後利用したい事業について、「子どもの医療費助成」「保育所や幼稚園の利用料の減額や免除」「児童扶養手当や障がい児の手当」「小中学校の就学援助、特別支援就学奨励費」などの経済的支援に係る項目の回答が多くなっています。

本町では、子育てに対する経済的支援として、児童手当、児童扶養手当や、出産祝い金制度、子どもはぐくみ医療費助成制度等を行っています。

これらの制度について、今後も周知に努めるとともに、国・県や近隣市町の動向を見据えながら、充実を図っていきます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
93	児童手当	令和6年10月分から児童手当制度が拡充され、 ①所得制限の撤廃、②支給期間を中学生までから高校生年代までに延長、③第3子以降の支給額を3万円に増額、④第3子加算の算定対象が22歳到達後の最初の年度末までの子どもに延長、⑤支払月が年3回から年6回となりました。 制度に基づき、子どもを養育する世帯に児童手当を支給します。	民生児童課
94	出産祝い金制度 【再掲】	次世代を担う赤ちゃんの誕生を祝福し、子育ての経済的負担の軽減と健全な育成を図るために出産祝い金を交付します。	住民人権課
95	子どもはぐくみ医療費助成制度	18歳に達する年度末まで、保険適用内の医療費（通院・入院とも）にかかる自己負担分を助成します。0歳～中学校修了の期間までの通院と入院については、自己負担0円。中学校修了～18歳に達する年度末の期間の通院については、医療機関（診察料）ごとに月額600円までの自己負担が必要です。	民生児童課
96	養育医療	2,000グラム以下で出生したとき又は正常児が出産時に有する諸機能を得るに至っていないとき、医療費の一部負担金を公費負担とします。	健康推進課

(4) 子育て支援ネットワークの充実

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
97	地域子育て支援拠点事業 【再掲】	子育て支援センターを設置し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。	さくら保育所
98	子育てボランティアの育成及び取り組みの支援	子育てグループや子育てボランティアの育成や活動への支援（場所の提供、子育て情報誌を利用したの情報提供等）を行います。	民生児童課

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとされており、本町は、中学校区が1つであることや保育所の利用が町内全域からとなっていることなどを勘案して、町内全域を1区域として設定します。

2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策

保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

就学前児童数の推移・推計、教育・保育の利用意向や保護者の就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

また、障がい児、外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて関係課等との連携を図ることや、使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組めます。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない） 就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要な事由に該当する子ども （保育を必要とする子ども）	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要な事由に該当する子ども （保育を必要とする子ども）	保育所、認定こども園、 小規模保育等

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

(1) 教育の事業量の見込み

〈1号認定：3～5歳児の見込み〉

【実績】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	147	150	134	126	129

※利用児童数は、4/1時点の町内施設の利用者数

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	138	135	122	105	88	
②確保方策	幼稚園 (特定教育・保育施設)	350	350	350	350	350
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	計	350	350	350	350	350
②－①	212	215	228	245	262	

【実施体制】

幼稚園 (特定教育・保育施設)	4か所	神宅幼稚園、東光幼稚園、松島幼稚園、高志幼稚園
--------------------	-----	-------------------------

【今後の方向性】

- ◇量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されていません。
- ◇今後の需要増に対応できる体制は十分確保されており、現在の提供体制で引き続き事業を実施します。
- ◇幼稚園・保育所の連携を図り、それぞれの機能を活かした就学前の教育・保育の充実を図るために、合同での研修会等を開催します。
- ◇小学校への進学を見据えて、小学校教員との情報連携や合同研修等を行うなど、幼小連携に努めます。

(2) 保育の事業量の見込み

〈2号認定：3～5歳児の見込み（保育所）〉

【実績】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	67	46	61	53	60

※利用児童数は、4/1時点の町内施設の利用者数

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	55	57	59	61	62	
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	120	120	120	120	120
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	計	120	120	120	120	120
②－①	65	63	61	59	58	

〈3号認定：0歳児の見込み〉

【実績】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	7	10	11	15	5

※利用児童数は、4/1時点の町内施設の利用者数

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	9	9	10	10	11	
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	24	24	24	24	24
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計	24	24	24	24	24
②－①	15	15	14	14	13	

〈3号認定：1歳児の見込み〉

【実績】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	47	40	42	36	46

※利用児童数は、4/1時点の町内施設の利用者数

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	38	38	38	38	38	
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	36	36	36	36	36
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計	36	36	36	36	36
②-①	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	

〈3号認定：2歳児の見込み〉

【実績】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	38	48	46	57	47

※利用児童数は、4/1時点の町内施設の利用者数

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	43	43	42	42	42	
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	60	60	60	60	60
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計	60	60	60	60	60
②-①	17	17	18	18	18	

【今後の方向性】

- ◇2号認定、3号認定とも概ね希望者を受け入れられる定員が確保されています。
- ◇幼稚園・保育所が連携し、それぞれの機能を活かした就学前の教育・保育の充実を図るために、合同での研修会等を開催します。
- ◇慢性的な保育士不足の現状を踏まえ、県等と連携しながら、新卒保育士や潜在保育士への働きかけにより保育士の確保に努めます。
- ◇今後も低年齢児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、特に低年齢児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備に努めます。
- ◇本計画期間においては、認定こども園の導入は予定していません。今後の社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえつつ、適正な対応に努めます。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移・推計、各事業の利用実績・意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

(1) 利用者支援事業

【事業の内容】

- ◇子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- ◇事業実施の形態として、利用者支援と地域連携を共に実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する「こども家庭センター型」があります。
- ◇上板町では、妊娠期から乳幼児期の切れ目のない支援、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行っています。

【実績】

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	0	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【実施体制】

1か所 (保健相談センター内)	上板町子育て世代包括支援センター「藍っこ」 上板町子ども若者家庭支援室
--------------------	--

【今後の方向性】

◇上板町子育て世代包括支援センター「藍っこ」で実施してきた旧母子保健型の事業については、「こども家庭センター型」へ名称を変更して実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）**【事業の内容】**

◇乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◇さくら保育所内において子育て支援センターを設置しており、無料で支援センターを開放したり、育児講座・育児相談を実施しています。

【実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	延利用回数 (人回)	577	479	247	579
	箇所数 (箇所)	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用回数 (人回)	495	474	502	492	484
②確保方策	箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1

【実施体制】

1か所	上板町地域子育て支援センター
-----	----------------

【今後の方向性】

- ◇保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はなく、現在の提供体制で必要量を確保できる見通しです。
- ◇今後も地域子育て支援センターの充実を図り、利用者のニーズに対応できる体制の確保に努めていきます。

(3) 妊婦健康診査

【事業の内容】

- ◇妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
- ◇妊婦健康診査受診券を交付し、公費負担（14回）を実施しています。
- ◇医療機関と連携した事後指導を実施しています。

【実績】

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	841	727	690	488	460

【量の見込みと確保方策】

(単位：人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	714	672	644	616	588
②確保方策	714	672	644	616	588
②-①	0	0	0	0	0

【実施体制】

実施機関：健康推進課（保健相談センター）
実施体制：医療機関委託

【今後の方向性】

- ◇今後も妊婦健康診査受診券の交付を継続するとともに、医療機関との連携を図り、妊娠期の健康管理を充実させます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

- ◇生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
- ◇妊娠期からの切れ目のない支援を一体的に提供できるよう連携し、子育て支援の充実を図っています。

【実績】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	60	53	63	34	32

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	51	48	46	44	42
②確保方策	51	48	46	44	42
②-①	0	0	0	0	0

【実施体制】

実施機関：健康推進課（保健相談センター）
実施体制：直営

【今後の方向性】

- ◇対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努め、必要な家庭には継続した訪問を行って、子育て支援の充実を図ります。
- ◇提供体制は現状で確保できているため、訪問率100%をめざします。

(5) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

◇乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を保健師等が訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【実績】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	12	12	13	7	6

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14	13	12	12	11
②確保方策	14	13	12	12	11
②-①	0	0	0	0	0

【実施体制】

実施機関：健康推進課（保健相談センター）
実施体制：直営

【今後の方向性】

◇現在の提供体制を維持し、関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の実施・充実を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業の内容】

◇保護者の疾病や出産、仕事等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において一定期間の養育を行う事業です。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用日数（人日）	0	0	0	1
箇所数（箇所）	5	5	5	5

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用日数（人日）	5	5	5	5	5
②確保方策	ショートステイ（人日）	40	40	40	40	40
	トワイライトステイ（人日）	10	10	10	10	10
	計	50	50	50	50	50
	箇所数（箇所）	5	5	5	5	5
②－①		45	45	45	45	45

【実施体制】

5か所	徳島児童ホーム、阿波国慈恵院、常楽園、鳴門子ども学園、徳島赤十字乳児院
-----	-------------------------------------

【今後の方向性】

◇引き続き施設と契約を締結するとともに、利用に関する相談があれば当該施設と連絡・情報共有を行います。

◇必要な時に必要な支援が受けられるよう、制度の周知及び施設との連携を継続します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

- ◇地域で子育ての支援をするために、依頼会員（育児の援助を受けたい人）と提供会員（育児の援助を行いたい人）が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行う事業です。
- ◇板野東部ファミリー・サポート・センターに委託し、広域で実施しています。
- ◇年2回程度ファミリー・サポート・センターが主催するイベントを行い、周知及び会員の募集に努めています。

【実績】

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	6	34	17	21

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	50	50	50	50	50
②確保方策	50	50	50	50	50
②-①	0	0	0	0	0

【実施体制】

1か所	板野東部ファミリー・サポート・センター（藍住町勤労女性センター内）
-----	-----------------------------------

【今後の方向性】

- ◇地域で子育てを支え合うことで仕事と子育ての両立に資する事業であるため、引き続き広域実施を継続します。
- ◇引き続き広報でのお知らせやチラシの配布、他事業を利用する保護者など、口コミによる情報伝達を中心に広く住民に情報発信等を行い、依頼会員及び提供会員の拡大を図ります。

(8) 一時預かり事業

【事業の内容】

- ◇預かり保育は、在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。
- ◇一時預かり事業は、保護者の就労や疾病・出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所（園）等において一時的な保育を行う事業です。

①幼稚園における預かり保育

【実績】

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	21,364	23,069	20,209	18,526

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19,177	18,982	16,227	15,618	14,802
②確保方策	19,177	18,982	16,227	15,618	14,802
②-①	0	0	0	0	0

【実施体制】

4か所	神宅幼稚園、東光幼稚園、松島幼稚園、高志幼稚園
-----	-------------------------

【今後の方向性】

- ◇現在の提供体制で必要量を確保できる見通しであり、引き続き、教育・保育における1号認定に対応する幼稚園等での実施を促進しながら、ニーズに対応していきます。

②一時預かり事業

【実績】

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	552	271	290	141

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	276	275	264	261	257
②確保方策	276	275	264	261	257
②-①	0	0	0	0	0

【実施体制】

1 か所	上板町立さくら保育所
------	------------

【今後の方向性】

◇利用実績からみて、見込み量に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制で引き続き事業を実施します。

(9) 延長保育事業

【事業の内容】

◇保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園で通常保育の時間を超えて保育を行う事業です。

【実績】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	5	8	5	4	6

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保方策	8	8	8	8	8
②-①	0	0	0	0	0

【実施体制】

1 か所	上板町立さくら保育所
------	------------

【今後の方向性】

◇本事業の対象は実施施設に入所している児童になっており、需要に対応できる体制は確保されています。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

- ◇子どもが病気や病気の回復期にあつて、かつ保護者の方が就労などの理由で家庭で保育ができない場合に、子どもを一時的にお預かりする事業です。
- ◇上板町を含む 11 市町村における広域連携事業として実施しています。
- ◇コロナの影響により利用が減少していましたが、徐々に利用人数が回復しています。

【実績】

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	81	110	79	153

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	153	153	148	148	146
②確保方策	153	153	148	148	146
②-①	0	0	0	0	0

【実施体制】

10 か所	藤岡小児クリニック、田山チャイルドクリニック、愛育小児科、えもとこどもクリニック、ひなたクリニック、未広ひなたクリニック、徳島赤十字乳児院、伊勢内科小児科、北島こどもクリニック、富本小児科内科
-------	--

【今後の方向性】

- ◇11 市町村における広域連携事業として実施しているため、広域連携区域内の全 10 か所で利用が可能です。
- ◇見込み量に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制を維持しつつ、利用ニーズに対応していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業の内容】

◇保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

◇令和6年度現在4か所で実施しています。

【実績】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	237	227	222	237	235

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	57	49	56	48	49
	2年生	45	60	51	58	50
	3年生	57	41	55	47	54
	4年生	31	34	24	33	28
	5年生	27	29	31	22	30
	6年生	21	22	23	25	18
	計	238	235	240	233	229
②確保方策		280	280	280	280	280
②-①		42	45	40	47	51

【実施体制】

4か所	神宅学童保育クラブ「わくわくらんど」、高志学童保育「あゆっこクラブ」、松島学童保育「まつっこくらぶ」、東光学童保育「ゆめっこクラブ」
-----	--

【今後の方向性】

◇今後も小学校高学年までの受け入れ体制を確保していきます。

◇障がい児の受け入れ体制の確保に努めます。

◇県等と連携をしながら、研修等を通じて支援員等の資質の向上に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

◇保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

◇今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業の内容】

◇地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【今後の方向性】

◇今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業の内容】

◇家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【今後の方向性】

◇現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ（産後の母親の身の回りの世話や家事援助）等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業の内容】

◇養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【今後の方向性】

◇現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業の内容】

◇児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

【今後の方向性】

◇現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【事業の内容】

◇妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

【実績】（※令和4年度から令和6年度は伴走型相談支援事業）

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値			144	117	87

【量の見込みと確保方策】

(単位：人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	140	131	126	120	115
②確保方策	140	131	126	120	115
②-①	0	0	0	0	0

【実施体制】

実施機関：健康推進課（保健相談センター）
実施体制：直営

【今後の方向性】

◇母子健康手帳の発行時の面談等のフォローを通じて、出産に向けた切れ目ない支援を行います。

(18) 産後ケア事業

【事業の内容】

◇出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

【実績】

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	0	1	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

【実施体制】

実施機関：健康推進課（保健相談センター）
実施体制：直営

【今後の方向性】

◇医療機関等に事業を委託し、ケアを希望する方に対して、支援を行う体制を確保し事業量の増加に努めます。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業の内容】

◇こども誰でも通園制度は、保護者の就労を問わず、保育所等に入園していない0歳6か月から3歳未満を対象として、月10時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる制度で、令和8年度より開始となります。

【量の見込みと確保方策】

(単位：利用定員数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		5	5	15	15
0歳		1	1	3	3
1歳		2	2	6	6
2歳		2	2	6	6
②供給量（確保量）		5	5	15	15
0歳		1	1	3	3
1歳		2	2	6	6
2歳		2	2	6	6
②-①		0	0	0	0

【実施体制】

1か所	上板町立さくら保育所
-----	------------

【今後の方向性】

◇事業の開始に向けて準備を進めていきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画は、本町の子ども施策を総合的・計画的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。このため、計画の推進にあたっては、子どもや子育て支援に関係する部門だけではなく全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、子ども施策を総合的・計画的に進めていくにあたっては、県や関係機関、近隣自治体との連携に加え、地域全体での取り組みが必要です。このため、保育所、幼稚園、学校、PTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、主任児童委員等のボランティア団体との連携はもちろん、自治会などの地域組織や事業者等とも連携を図りながら、協働の取り組みに努めます。

これら様々な主体と連携した計画の推進に向けて、関係機関や事業者の代表者等によって構成される「上板町子ども・子育て会議」において計画内容の策定や進行管理、評価を行うとともに、計画の推進に関して必要な事項について検討を行います。

2 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、町民や企業、関係機関等の理解や協力、参画が重要となります。町のホームページ、広報、パンフレット等を活用して本計画の周知に努めます。

3 国・県との連携

近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国や県と連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、関係部局間と連携し、円滑な事務の実施に向けた体制を整備します。

1 上板町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月日	事項
令和6年2月	アンケート調査実施
令和6年10月21日	令和6年度第1回子ども・子育て会議を実施 【協議内容】1. 会長及び副会長の選任について 2. 第3期上板町子ども・子育て支援事業計画策定の素案について 3. 今後の予定について 4. その他
令和7年1月15日	令和6年度第2回子ども・子育て会議を実施 【協議内容】1. 第3期上板町子ども・子育て支援事業計画(案)について 2. 今後の予定について 3. その他

2 上板町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、上板町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が任命する者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

3 上板町子ども・子育て会議 委員名簿

分野	所属・役職等	氏名	備考
第2条第1項に規定する保護者	上板町PTA連合会 会長	田所 なつみ	
	さくら保育所保護者会 会長	今川 賢一朗	
	上板町親子会 会長	傍田 万紀子	
第2条第2項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	幼稚園・小学校 校長代表	錦 織 武雄	
	さくら保育所所長	稲岡 久美	
	上板町学童保育 支援員代表	森 真弓	
第2条第3項子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	上板町教育長職務代理者	日比生 永子	
	上板町主任児童委員	上原 明子	
	上板町主任児童委員	板東 孝子	
第2条第4項その他町長が必要と認める者	上板町議会議長	坂東 泰幸	
	上板町副町長	坂東 泰宏	会長
	上板町教育長	和田 敏孝	副会長
	上板町社会福祉協議会事務局長	正木 祐史	
	上板町医師会 会長	井関 俊彦	

第3期上板町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年2月

発行 上板町役場 民生児童課

〒771-1392

徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地

電話 088-694-6811

FAX 088-694-5903